



第3期
雄武町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

雄武町

「こども」の表記について

令和4年9月15日付で内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室が発出した事務連絡『「こども」表記の推奨について（依頼）』では、今後の行政文書では特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を活用していくことを各府省庁に通知しています。

（特別な場合の判断）

①法令に根拠のある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

本計画では、計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」に合わせて漢字表記の「子ども」を基本としますが、上記通知を踏まえ、国が使用する平仮名表記の「こども」も混在しています。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
5 子ども・子育て支援に関する国の動向	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	9
1 統計数値から見た状況	10
2 雄武町の子どもを取り巻く現状	15
3 ニーズ調査結果の概要	22
4 第2期計画の進捗評価	32
5 第3期計画に向けた主要課題	36
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 計画期間における子どもの人口推計結果	40
2 計画の基本理念	41
3 基本目標と施策の方向	42
4 計画の体系	43
5 教育・保育提供区域の設定	46
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	47
基本目標1 心豊かな子どもを育み、子育て家庭を支援する環境づくり	
1 幼児期の教育・保育の充実	48
2 地域子ども・子育て支援事業の充実	55
3 子育て家庭への経済的支援	64
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	67
2 安心して子育てのできる環境づくり	70
3 支援を必要とする子どもや家庭への支援	72

基本目標3 子育てを地域のみんなで支える環境づくり

1 仕事と子育ての両立支援	75
2 児童福祉施設事業の充実	76
3 学校関連施策の推進	77
4 家庭教育・社会教育関連施策の推進	79

第5章 計画の進行管理 81

1 計画の推進	82
2 計画の進行管理	82

資料編 83

1 子ども・子育て会議	84
-------------	----

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済のあらゆる面に大きな影響を与えるものとして懸念されています。

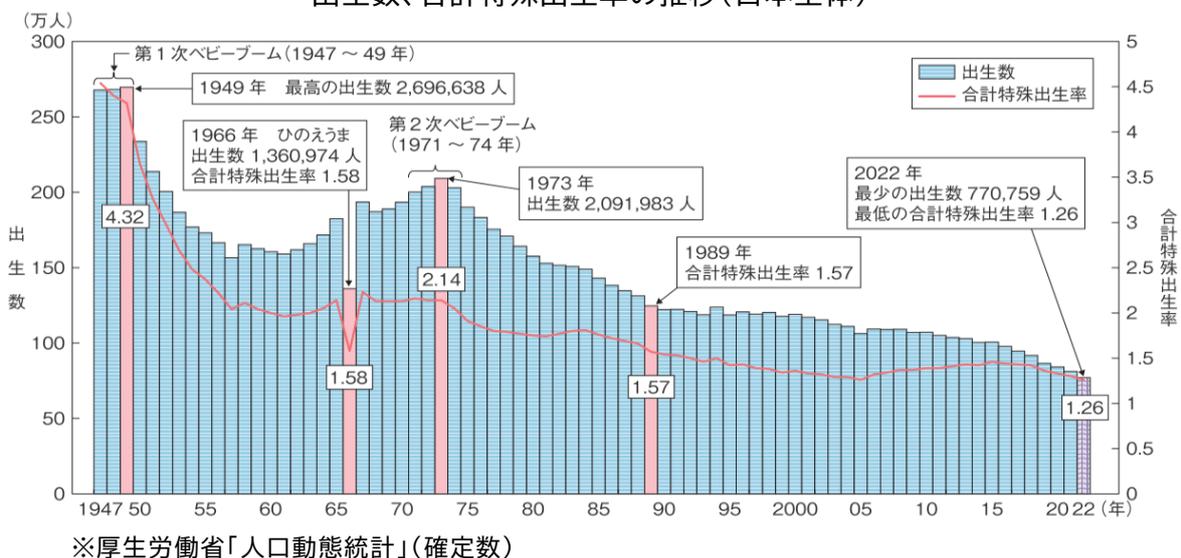
また、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化によって子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが健やかに育ち、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

こうした中、国では平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から幼児期の教育や保育、地域における子育て支援サービスの量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。さらに、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」がスタートしています。

令和4年6月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立・公布され、こども家庭庁が令和5年4月に発足しました。

令和5年12月には、これまでの少子化対策を踏まえた「こども未来戦略」が閣議決定され、“2030年代”に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとの認識のもと、令和8年度までの今後3年間を集中取組期間として、その期間に実施する具体的な政策「こども・子育て支援加速化プラン」が示されています。

出生数、合計特殊出生率の推移(日本全体)



本町では、少子化社会対策基本法や子ども・子育て支援関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、平成27年3月に「雄武町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年10月に「第2期雄武町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

令和7年度を初年度とする「第3期雄武町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）では、「こども未来戦略」や「こども・子育て支援加速化プラン」など、国が目指す“こども・子育て政策”の方向性も踏まえ、雄武町で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

子ども・子育て支援法の考え方

基本理念（第二条関係）

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

市町村の責務（第三条関係）

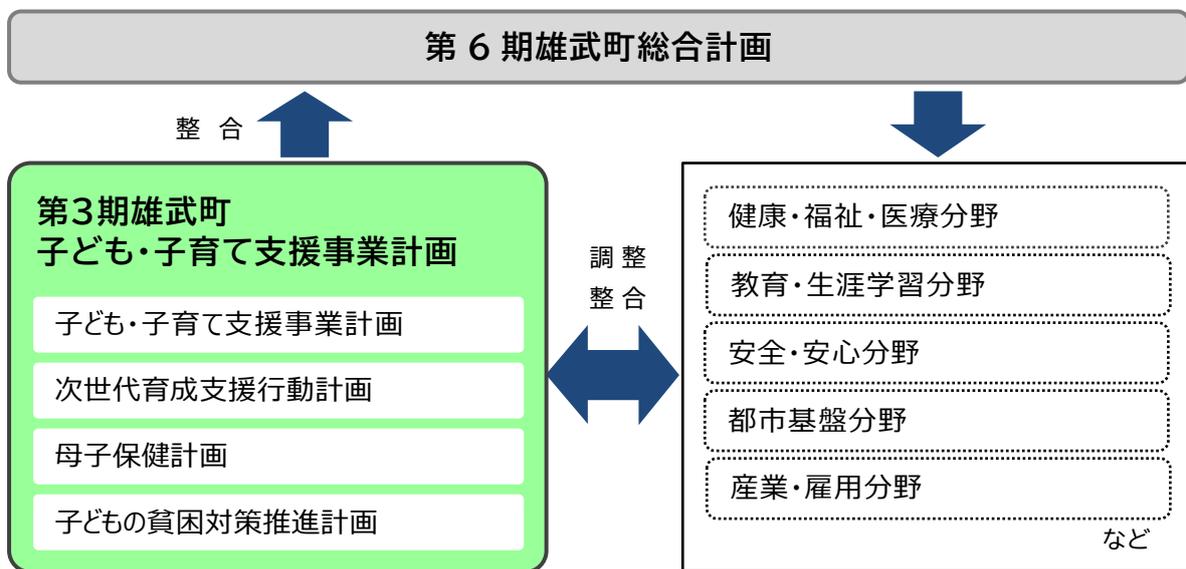
- 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法における「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけるとともに、安心して子育てができる環境づくりに向けて、雄武町が取り組む事業と達成しようとする目標を明らかにするものです。

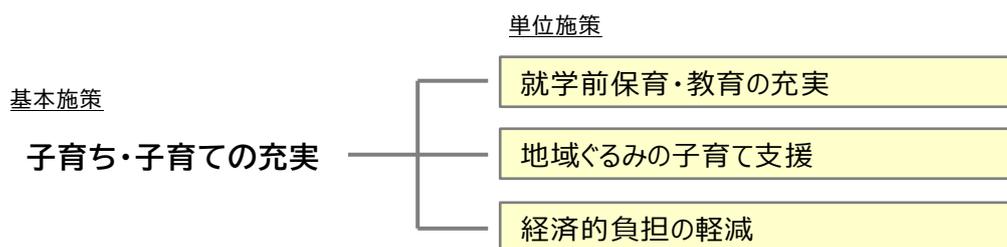
また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針を踏まえた「母子保健計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画も包含しています。

さらに、本町の最上位計画である「第6期雄武町総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画や道の関連計画との整合性を図ります。



<第6期雄武町総合計画について>

現在進行している第6期雄武町総合計画の後期基本計画（計画期間：令和5～9年度）では、基本施策「子育て・子育ての充実」における“雄武の目指す姿”を『子育てが地域全体で支えられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを産み、育てています。』としています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、量の見込みと実績の差や社会情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期計画					
第3期子ども・子育て支援事業計画					
			必要に応じて見直し		第4期計画の策定



認定こども園「雄武町若草保育所」

4 計画の策定体制

①雄武町子ども・子育て会議

本町では、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども関係団体に属する者、教育・保育・保健関係者、子どもの保護者、公募町民等で構成される「雄武町子ども・子育て会議」を設置しており、本会議で計画内容の検討を行い、委員からの意見を計画策定の参考としました。

②雄武町子ども・子育て事務局会議

認定こども園「雄武町若草保育所」、「風の子児童センター」、子育て支援センター、教育委員会、健康推進課、こども未来室、地域福祉課で構成する「雄武町子ども・子育て事務局会議」で、関係各課が連携して本計画の内容を調整・検討しました。

③子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

幼児期における町民の教育・保育事業等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、就学前児童と小学校児童を対象とした「雄武町 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

	就学前児童調査	小学校児童調査
調査対象者	全数調査（兄弟姉妹等は除く）	全数調査（兄弟姉妹等は除く）
調査方法	郵送による調査票の配布・回収 （WEB回答もあり）	郵送による調査票の配布・回収 （WEB回答もあり）
調査時期	令和6年1～2月	令和6年1～2月
配布数	127	103
回答数	53	65
回答率	41.7%	63.1%

④パブリックコメントの実施

令和7年1月22日（水）から令和7年2月21日（金）にかけて、町ホームページ等における意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

5 子ども・子育て支援に関する国の動向

<子ども・子育て支援法等の改正>

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた以下の施策を着実に実行するため、令和6年10月1日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されました。

- ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- 共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置
- 児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度の創設

<子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正>

子ども・子育て支援新制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、主に以下の内容が基本指針に追加されました。（令和7年4月1日施行）

- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項
- 児童発達支援センター等に関する事項等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項
- 経営情報の継続的な見える化に関する事項
- 産後ケアに関する事項

<児童福祉法等の改正>

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、主に以下の内容を踏まえた「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和6年4月1日に施行されました。

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- こども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組みの導入に先駆け取組強化）等

<こども基本法の施行>

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和5年4月に施行されました。

日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

<こども大綱の閣議決定>

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども大綱が閣議決定されました。こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、おおむね5年後を目途に見直すこととされています。

<こどもまんなか実行計画の策定>

こども大綱に基づき具体的に取り組む施策については、「こどもまんなか実行計画」として取りまとめられています。そのため、こどもや若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策、子どもの貧困対策など、幅広いこども施策が網羅され、こども大綱と同日に閣議決定されたこども未来戦略の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策も、こどもまんなか実行計画に包含されています。

おおむね5年程度を見据えたこども大綱に対し、こどもまんなか実行計画は、当該年度に実施する施策を中心に取りまとめられ、毎年改定されることとなります。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

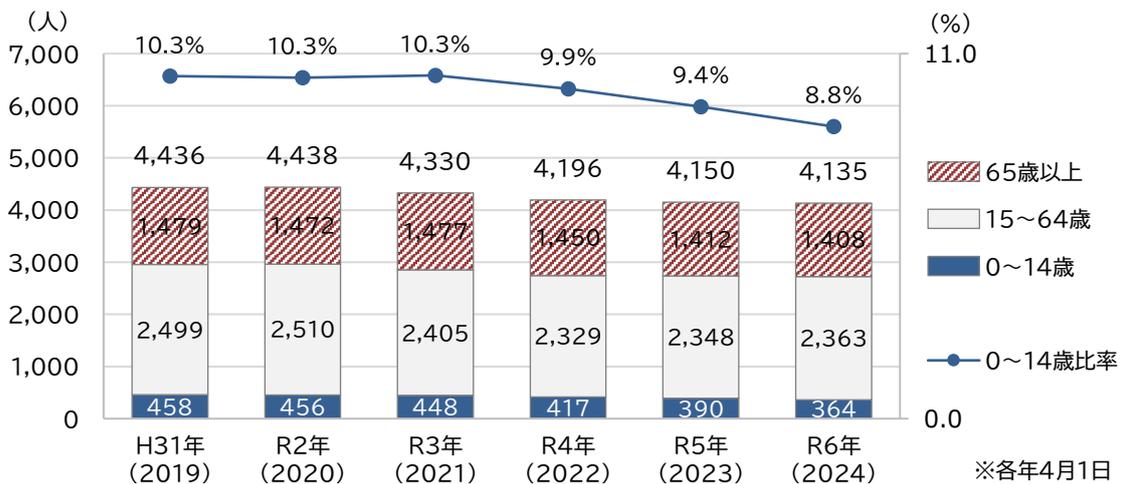
1 統計数値から見た状況

①人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在4,135人となっており、微減傾向で推移しています。年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）と65歳以上（老年人口）が減少している一方、15～64歳（生産年齢人口）は近年微増しています。

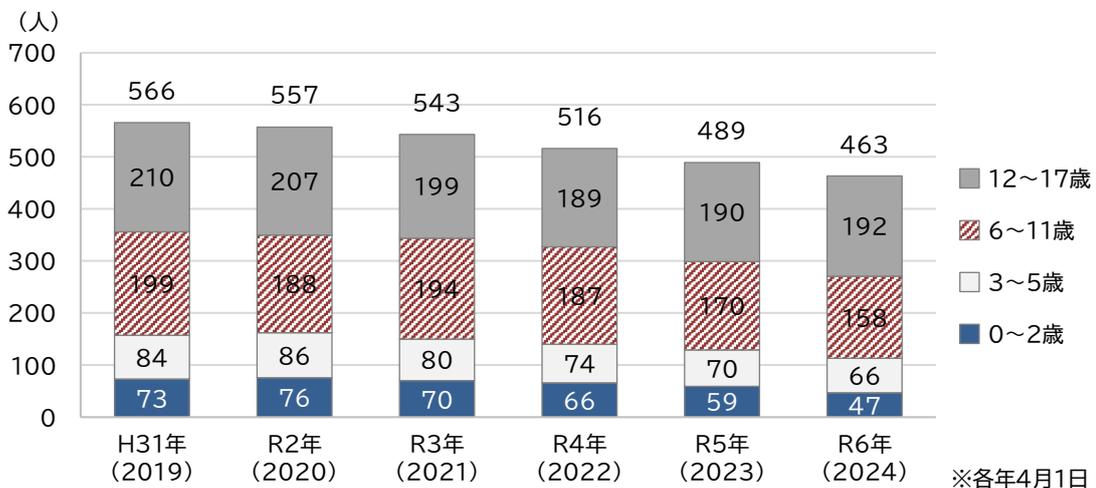
18歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在463人となっており、令和3年以降、より減少傾向が進んでいます。

年齢3区分別人口及び0～14歳比率の推移



※住民基本台帳(各年4月1日)

年齢区分別児童人口の推移



※住民基本台帳(各年4月1日)

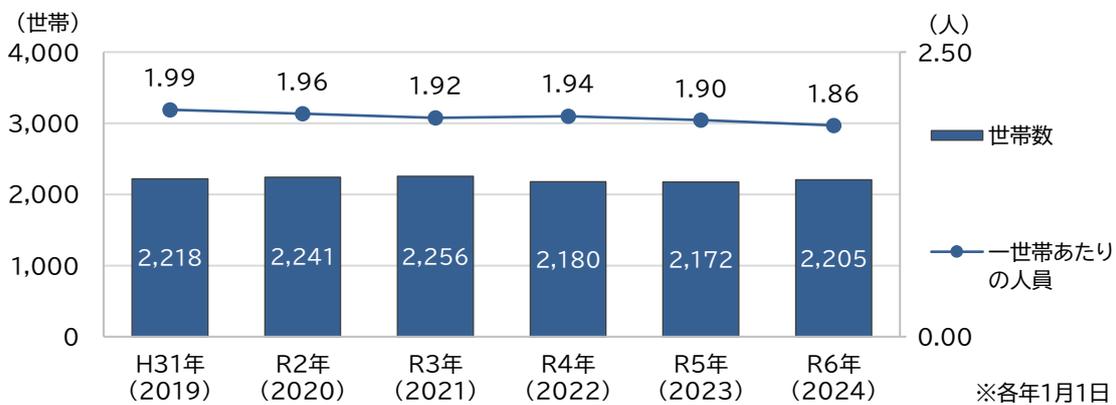
②世帯数等の推移

本町の世帯数は、令和6年1月1日現在2,205世帯となっており、ほぼ横ばいで推移しています。一世帯あたりの人員は、令和6年1月1日現在1.86人となり、減少傾向が続いています。

子どものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の81.5%を占めています。この割合が上昇傾向であることから、核家族化の進行が見られます。

ひとり親世帯（男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯の合計）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の9.7%となっています。

世帯数及び一世帯あたりの人員の推移



※道統計資料(各年1月1日現在:住民基本台帳の世帯数)

子どものいる世帯の構成

(単位:世帯)

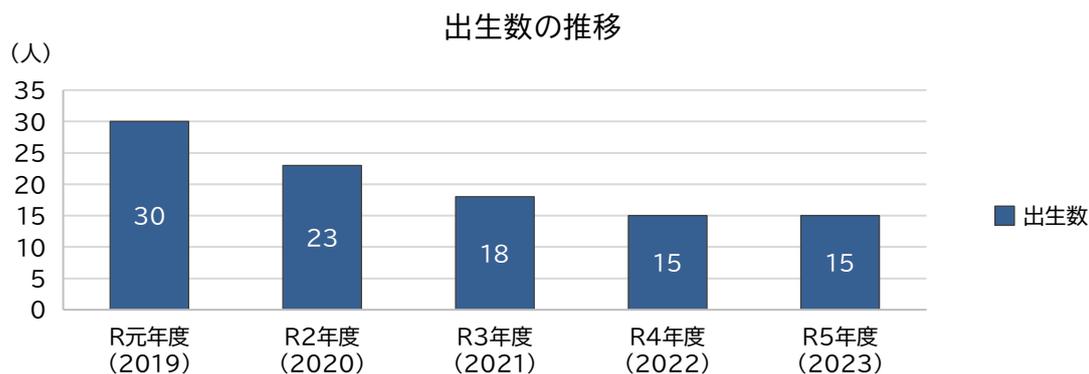
	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	H22年(2010)		H27年(2015)		R2年(2020)	
総数	369	100.0%	338	100.0%	298	100.0%
親族のみ世帯	363	98.4%	336	99.4%	298	100.0%
核家族世帯	268	72.6%	261	77.2%	243	81.5%
夫婦のみの世帯	0	—	0	—	0	—
夫婦と子どもから成る世帯	230	62.3%	226	66.9%	214	71.8%
男親と子どもから成る世帯	2	0.5%	3	0.9%	4	1.3%
女親と子どもから成る世帯	36	9.8%	32	9.5%	25	8.4%
核家族以外の世帯	95	25.7%	75	22.2%	55	18.5%
非親族を含む世帯	5	1.4%	2	0.6%	0	—
単独世帯	1	0.3%	0	—	0	—

※国勢調査(各年10月1日)

③人口動態

本町の出生数は、令和5年度が15人となり、令和元年度と比べると15人減と大幅な減少となっています。

合計特殊出生率(15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当)は、全国や北海道を上回る水準で推移しているものの、減少傾向にあります。

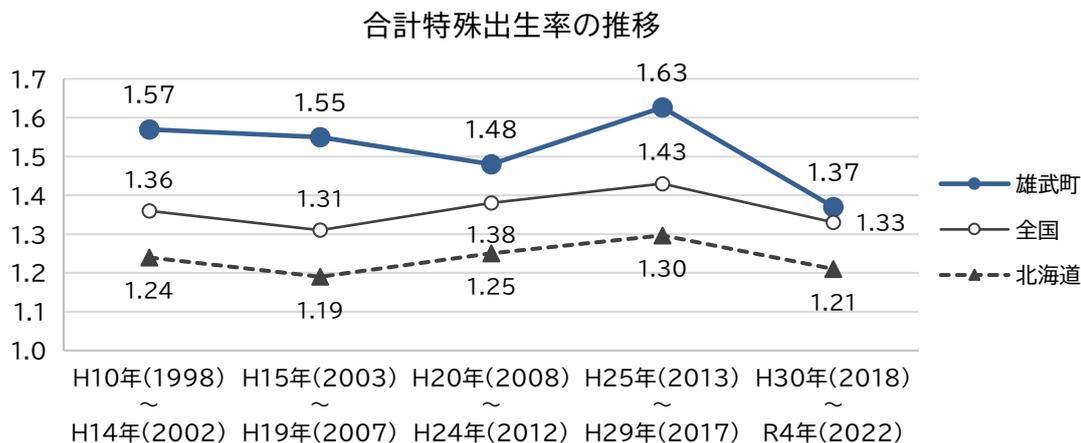


※町統計資料

母親年齢区分別出生数 (単位:人)

	R元年度(2019)	R2年度(2020)	R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)
15~19歳	0	1	0	0	0
20~24歳	1	0	0	0	1
25~29歳	13	6	10	3	6
30~34歳	6	10	5	8	4
35~39歳	9	6	2	3	3
40~44歳	1	0	1	1	1
45~49歳	0	0	0	0	0
合計(出生数)	30	23	18	15	15

※町統計資料

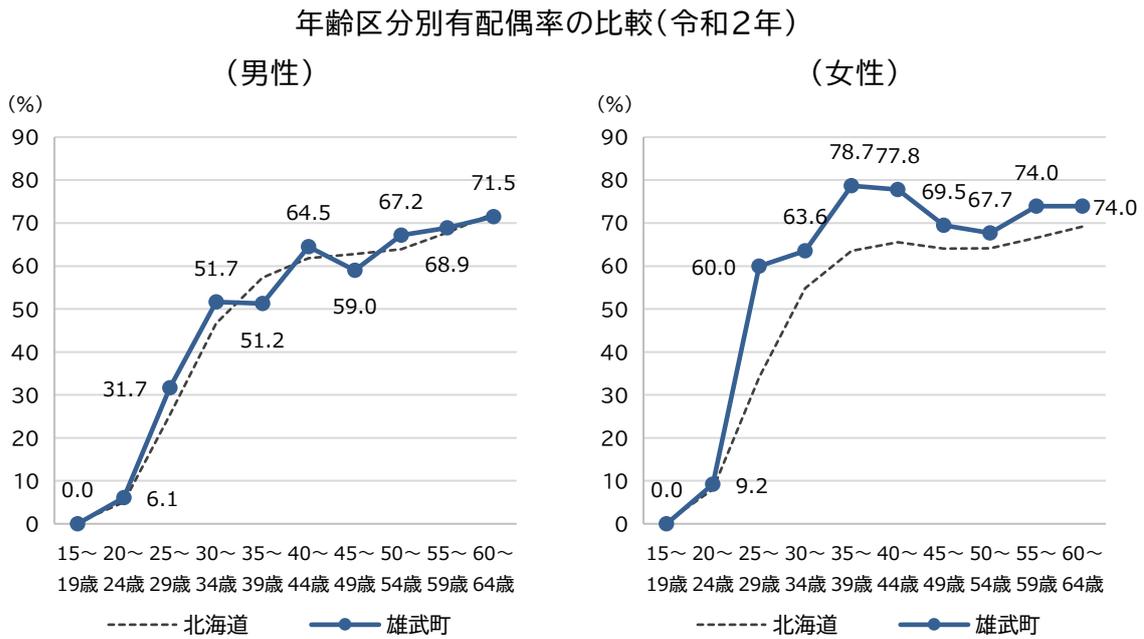


※人口動態保健所・市区町村別統計

④有配偶率等

本町の有配偶率について、男性の35歳から39歳、45歳から49歳は北海道の平均を下回っています。一方、女性は北海道の水準を大きく上回っています。

一方、未婚率は、男女ともに15歳から49歳の合計では大きな変化はありませんが、男性の30歳以降では上昇傾向、女性の25歳から29歳では減少傾向にあるなど、性別や年齢によって推移に差があります。



※国勢調査(令和2年10月1日)

年齢区分別未婚率

(単位:%)

	男性			女性		
	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
15~19歳	100.0	100.0	100.0	100.0	98.7	100.0
20~24歳	95.7	89.7	92.4	90.7	75.4	89.2
25~29歳	67.6	70.8	67.3	52.9	45.2	34.3
30~34歳	38.1	47.2	45.0	21.5	30.1	31.0
35~39歳	37.0	35.5	45.5	12.3	12.7	14.8
40~44歳	22.1	28.8	28.2	13.7	11.3	13.7
45~49歳	21.0	19.3	31.4	13.8	14.6	16.0
合計	49.3	48.7	51.5	38.3	32.7	34.6

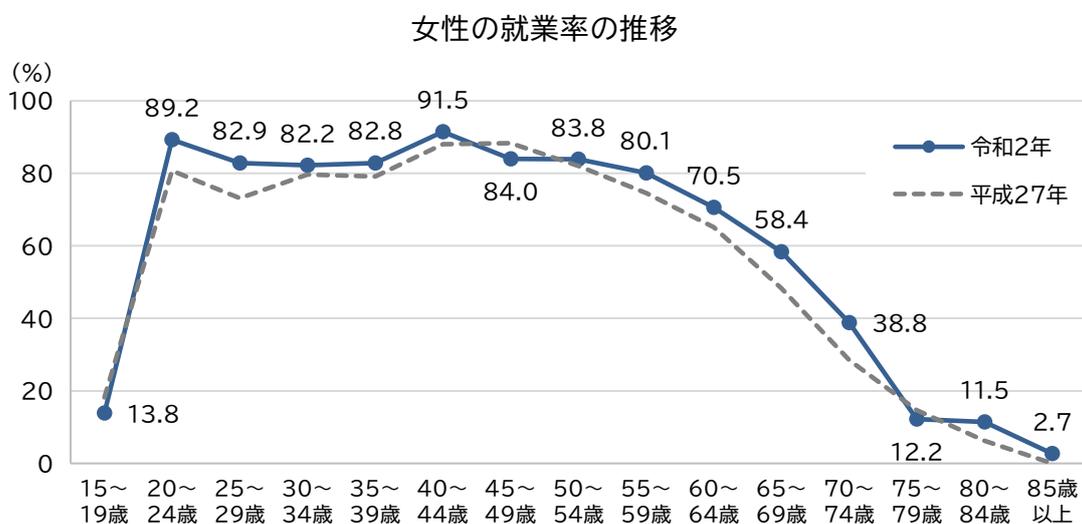
※国勢調査(各年10月1日)

⑤女性の就業率

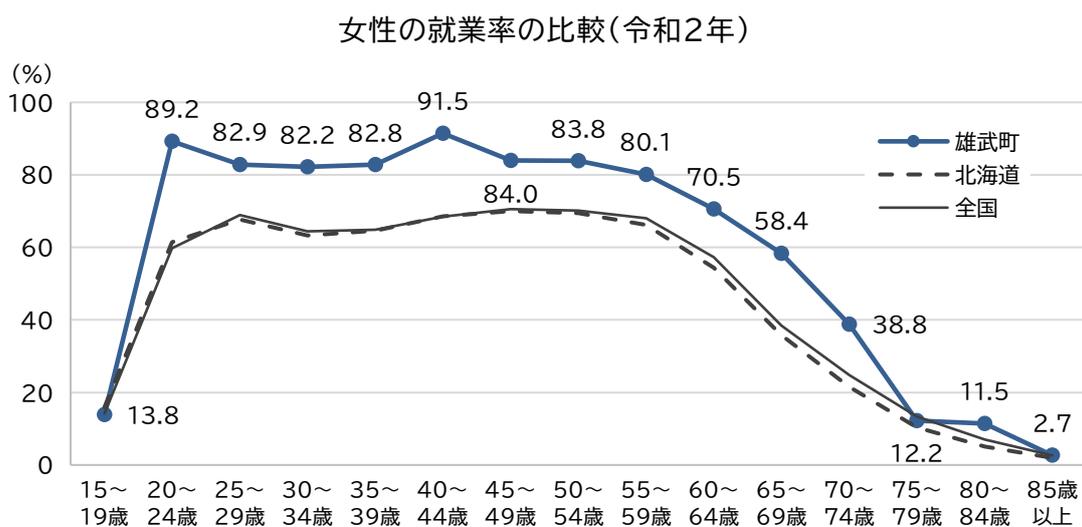
女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという緩やかなM字カーブを描いています。

令和2年は、平成27年と比べて45歳から49歳を除いて就業率の上昇が見られます。

また、就業率はほとんどの年齢区分で全国や北海道よりも高い水準となっており、今後も出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策や事業を推進していく必要があります。



※国勢調査(各年10月1日)



※国勢調査(令和2年10月1日)

2 雄武町の子どもを取り巻く現状

① 認定こども園

本町では、平成22年に町内5か所の保育所を一つに統合し、保育所としての機能に加えて、幼稚園的な機能（幼児教育）及び子育て支援センターを備えた保育所型の認定こども園「雄武町若草保育所」を開設し、教育・保育及び子育て支援を展開しています。

若草保育所では、0歳児保育（生後6か月以上）や障がい児保育を実施しているほか、併設された子育て支援センターでは、子育てに関する相談指導や情報提供などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

若草保育所の利用者数

(単位:人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
0歳	3号認定	0	3	1	1	0
1歳	3号認定	5	8	9	9	5
2歳	3号認定	12	15	15	11	11
3～5歳	1号認定	14	12	6	7	6
	2号認定	54	52	58	58	55

※各年4月1日現在

② 幼稚園

毎年、4～7人の子どもが興部町の幼稚園を利用しています。

幼稚園の利用者数

(単位:人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
3～5歳	1号認定	5	4	7	6	4

※各年4月1日現在

③児童センター

児童センターは、子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びや運動を通じて体力増進を図ることを目的とする児童福祉施設です。

本町では、「風の子児童センター」を平成10年に設置し、遊びを通じて異年齢との交流行事、スポーツ教室等を実施しています。

また、「産業まつり」や「町民文化祭」などの地域イベントへの参加のほか、民生委員・児童委員、学校、父母などの地域ボランティアを始め、各関係機関・団体の協力を得て「こどもまつり」や「こども冬まつり」などの事業を実施し、地域と一体となって児童の健全育成を推進しています。

風の子児童センターの利用状況

(単位:人/年、人)

		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
延べ利用人数	幼児	555	513	251	283	519
	小学生	15,783	13,496	12,731	9,447	13,198
	中学生	240	150	395	158	388
	高校生・一般	3,542	3,799	417	391	657
	合計	20,120	17,958	13,794	10,279	14,762
1日平均利用者数		58.7	58.1	44.8	36.3	47.8

風の子児童センターの主な行事

行事名	時期
入学・進級おめでとう会	4月
こどものつどい	5月
世代交流会	6月
七夕・夕涼み会	7月
保育所訪問	8月
こどもまつり	9月
お泊り会	10月
体育の日のつどい	
スポーツ大会	
ルンルンクッキング	11月
オセロ大会	
クリスマス会	12月
こども冬まつり	2月
バレンタインチョコ作り	
6年生を送る会	3月

④小学校・中学校

現在、本町には、町立雄武小学校、町立沢木小学校、町立雄武中学校があります。

小学校・中学校の状況

(単位:校、クラス、人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)	
小学校	施設数	4	4	3	3	2	
	学級数	14	14	19	17	18	
	うち特別支援学級	7	8	7	6	8	
	児童数	1年生	26	40	26	21	23
		2年生	31	27	38	26	21
		3年生	33	31	26	37	25
		4年生	36	35	29	27	35
		5年生	27	36	33	27	27
6年生		33	26	34	33	28	
計	186	195	186	171	159		
中学校	施設数	1	1	1	1	1	
	学級数	6	6	6	6	6	
	うち特別支援学級	3	3	3	3	3	
	生徒数	1年生	35	33	24	34	33
		2年生	37	35	32	25	35
		3年生	32	35	34	30	24
		計	104	103	90	89	92

※学校基本調査(各年5月1日)

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本町では、「風の子児童センター」で保護者が就労等の理由により日中家にいない家庭の小学生を対象に放課後児童クラブを実施しています。

全体で85人から97人前後の登録児童があり、うち低学年は51人から60人、高学年は28人から38人で推移しています。

放課後児童健全育成事業の利用状況

(単位:か所、人/年)

年度		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数		1	1	1	1	1
定員数		100	100	100	100	100
申込者数		97	96	86	82	85
実利用者数	1年生	20	23	17	13	21
	2年生	24	15	28	18	13
	3年生	15	22	13	22	17
	4年生	24	11	12	8	19
	5年生	10	18	8	13	6
	6年生	4	7	8	8	9
	計	97	96	86	82	85

※R6年度は見込み

⑥乳児家庭全戸訪問事業

本町では、生後2週間を目安に新生児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や相談、養育環境の把握等を行っています。

里帰りが長期になり乳児健診と時期が重なる場合やその他特別な事情がない限り、全戸訪問を実施しています。

乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

(単位:件/年)

年度	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	25	20	17	15	15

※R6年度は見込み

⑦ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で把握した養育支援が必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が家庭を訪問し、育児不安の軽減を目的とした相談や情報提供等を行っています。

養育支援訪問事業の実施状況

(単位:件/年)

年度	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	58	58	60	48	45

※R6年度は見込み

⑧ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本町では、認定こども園「雄武町若草保育所」に子育て支援センターを併設しています。

親子教室、一般利用、育児相談の利用者数は年によって増減していますが、適切な支援を行っています。

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(単位:か所、人回/年)

年度		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数		1	1	1	1	1
延べ利用回数	親子教室	1,013	703	999	843	696
	一般利用	998	533	931	987	385
	合計	2,011	1,236	1,930	1,830	1,081
	育児相談	108	65	130	100	80

※R6年度は見込み

⑨一時預かり事業

本町では、認定こども園「雄武町若草保育所」で実施しています。

過去5年間の実績を見ると、1号認定を受けた在園児による利用者数及び在園児以外による利用者数は、ともに令和4年度以降は減少しています。

一時預かり事業の実施状況

(単位:人回/年)

年度		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
延べ利用回数	1号認定(在園児)	60	36	50	26	16
	それ以外	215	97	192	157	130

※R6年度は見込み

⑩妊産婦健康診査

本町では、妊婦一般健康診査14回分、超音波検査11回分、産婦健康診査2回分の受診票を交付(母子健康手帳と合わせて、妊娠届出時に交付)し、費用を助成しています。

妊産婦健康診査の実施状況

(単位:件/年、人回/年)

年度	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
受診票交付件数	21	20	16	24	12
延べ受診回数	284	242	151	246	123

※R6年度は見込み

⑪産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、助産師等が体調管理や育児方法等について相談・助言を行うなど、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かな支援を行う事業です。

本町では、通所型と訪問型を実施しています。

産後ケア事業の実施状況

(単位:件/年)

年度		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
延べ利用者数	短期入所型	—	—	—	—	—
	通所型	—	4	14	2	1
	訪問型	—	22	26	34	14

※R3年度より実施

※R6年度は見込み

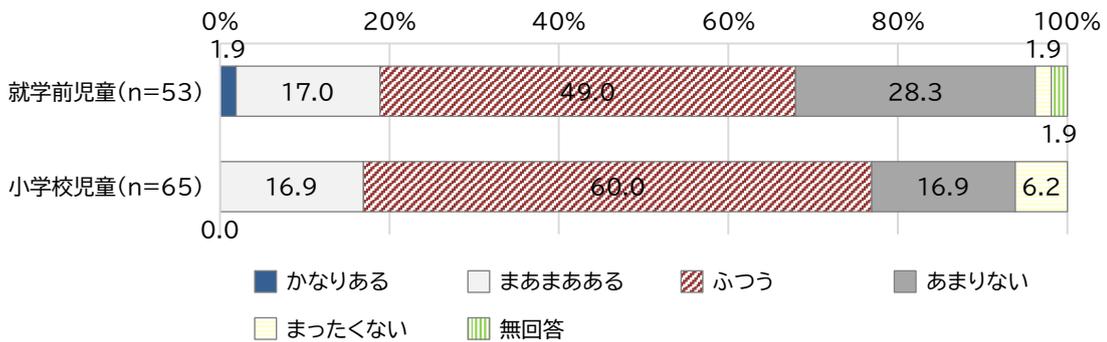


3 ニーズ調査結果の概要

①世帯の経済的なゆとり

問 あなたの世帯では、現在の生活に経済的なゆとりがありますか。

就学前児童・小学校児童ともに「ふつう」が最も高くなっています。「あまりない」と「まったくない」を合わせた“経済的なゆとりがない”は、就学前児童が30.2%、小学校児童が23.1%となっています。

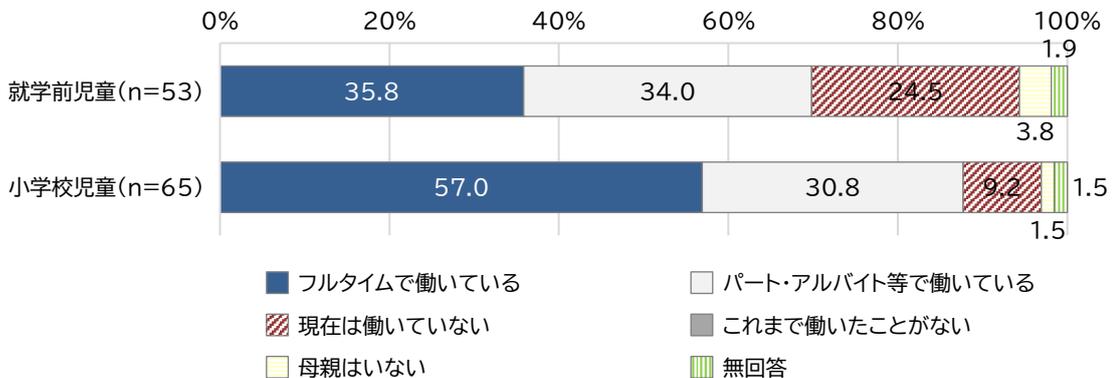


②母親の就労状況

問 宛名のお子さんの母親は、現在働いていますか。
※フルタイム→1週5日程度・1日8時間程度の就労

就学前児童では、「フルタイムで働いている」が35.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いている」が34.0%、「現在は働いていない」が24.5%、「母親はいない」が3.8%となっています。

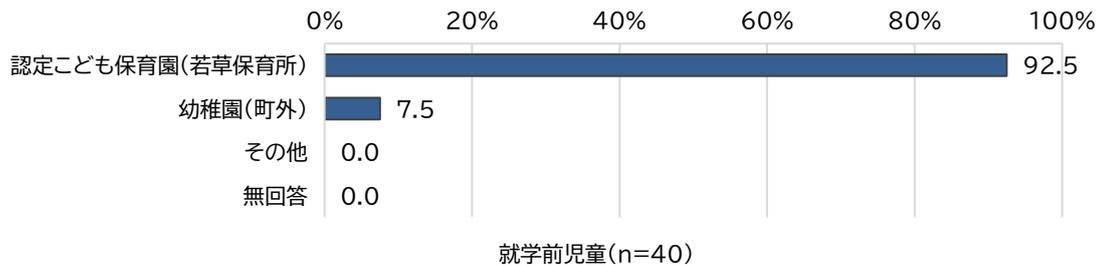
小学校児童では、「フルタイムで働いている」が57.0%となり、「パート・アルバイト等で働いている」(30.8%)と合わせると87.8%の人が就労しています。



③平日、定期的に利用している子育て支援施設（就学前児童）

問 どの子育て支援施設を利用していますか。
※子育て支援施設を利用している人のみ

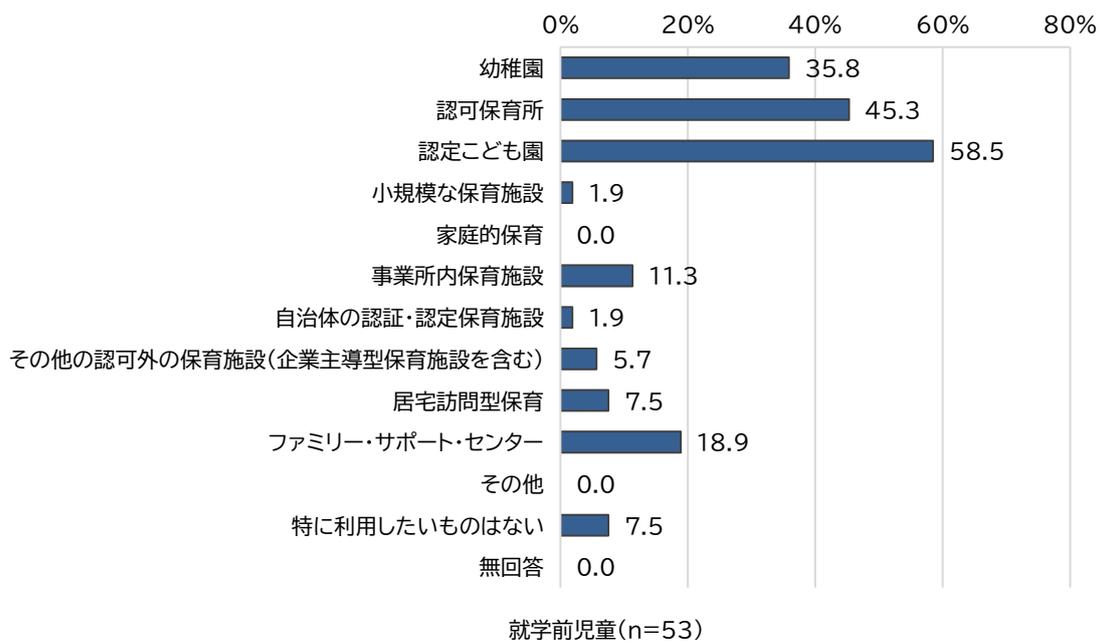
「認定こども保育園（若草保育所）」が 92.5%を占めています。「幼稚園（町外）」は 7.5%となっています。



④平日、定期的に利用したい子育て支援施設（就学前児童）

問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんに、今後、平日に定期的
に利用させたい子育て支援施設などはありますか。

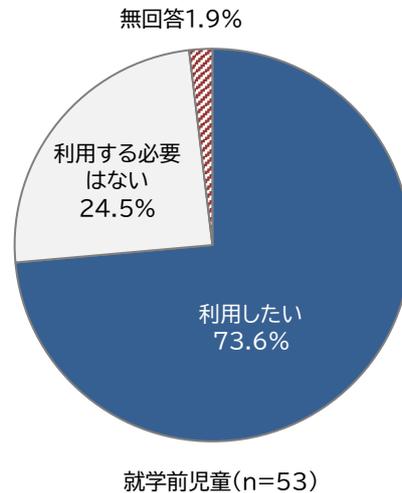
「認定こども園」が 58.5%と最も高く、次いで「認可保育所」が 45.3%、「幼稚園」が 35.8%、「ファミリー・サポート・センター」が 18.9%、「事業所内保育施設」が 11.3%となっています。



⑤一時保育（一時預かり）の利用意向（就学前児童）

問 宛名のお子さんに、保護者の私用や通院、突発的な仕事や冠婚葬祭などの理由で、一時保育（一時預かり）を利用させたいと思いますか。

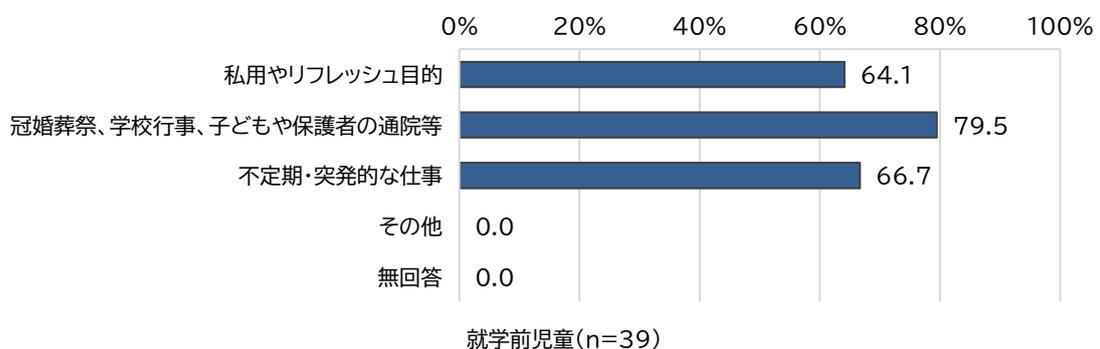
「利用したい」が73.6%、「利用する必要はない」が24.5%となっています。



⑥一時保育（一時預かり）を利用したい場面（就学前児童）

問 一時保育（一時預かり）を利用する場合、どのような場面でどのくらい利用したいですか。
※一時保育（一時預かり）の利用意向がある人のみ

「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」が79.5%と最も高く、次いで「不定期・突発的な仕事」が66.7%、「私用やりフレッシュ目的」が64.1%となっています。

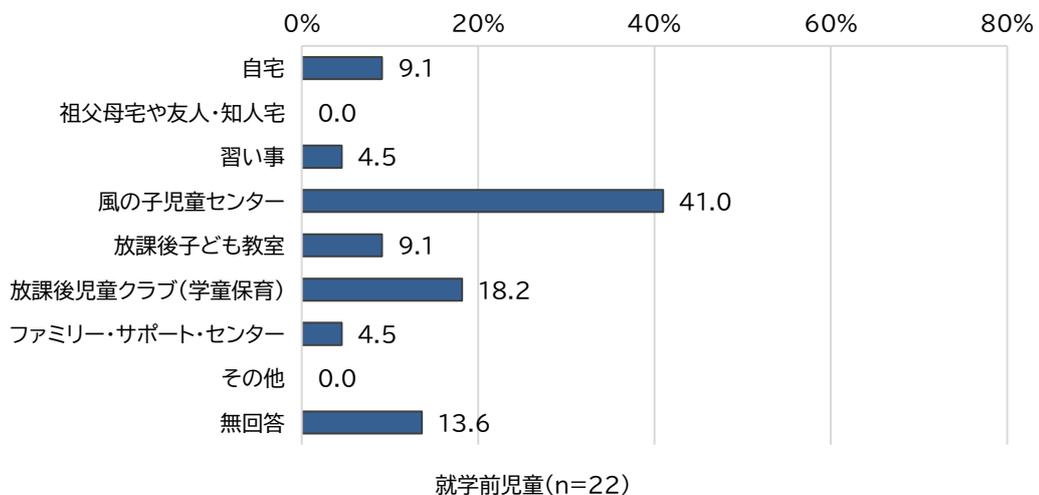


⑦小学校入学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

問 宛名のお子さんについて、小学校低学年(1～3年生)、小学校高学年(4～6年生)のときは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。
※子どもの年齢が5歳以上の人のみ

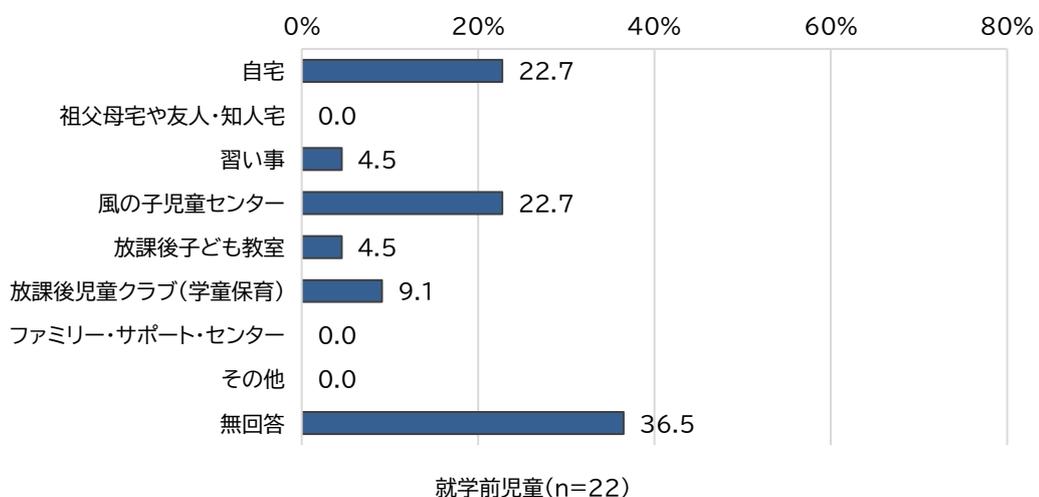
＜小学校低学年（1～3年生）のとき＞

「風の子児童センター」が41.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が18.2%となっています。



＜小学校高学年（4～6年生）のとき＞

「無回答」を除くと、「自宅」と「風の子児童センター」が22.7%となっています。

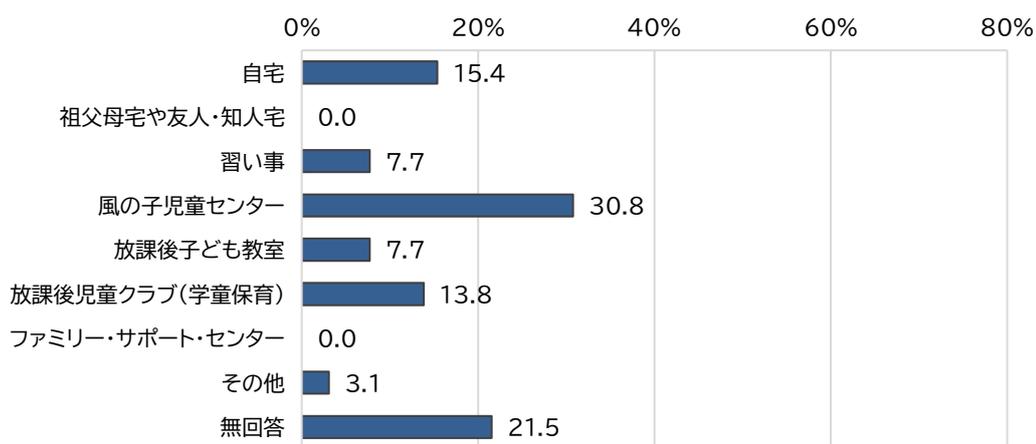


⑧ 小学校の放課後の過ごし方（小学校児童）

問 宛名のお子さんについて、小学校低学年(1～3年生)、小学校高学年(4～6年生)のときは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。

<小学校低学年（1～3年生）のとき>

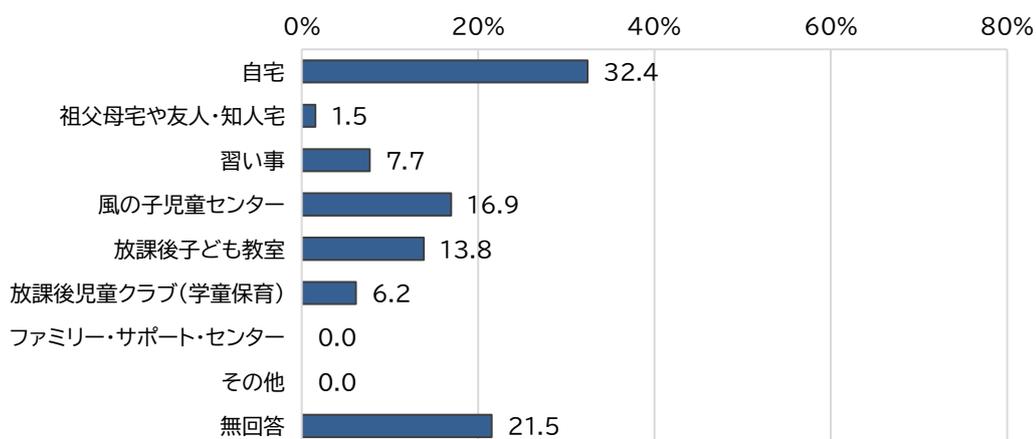
「風の子児童センター」が30.8%と最も高く、「無回答」を除くと、次いで「自宅」が15.4%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が13.8%となっています。



小学校児童(n=65)

<小学校高学年（4～6年生）のとき>

「自宅」が32.4%と最も高く、「無回答」を除くと、次いで「風の子児童センター」が16.9%、「放課後子ども教室」が13.8%となっています。

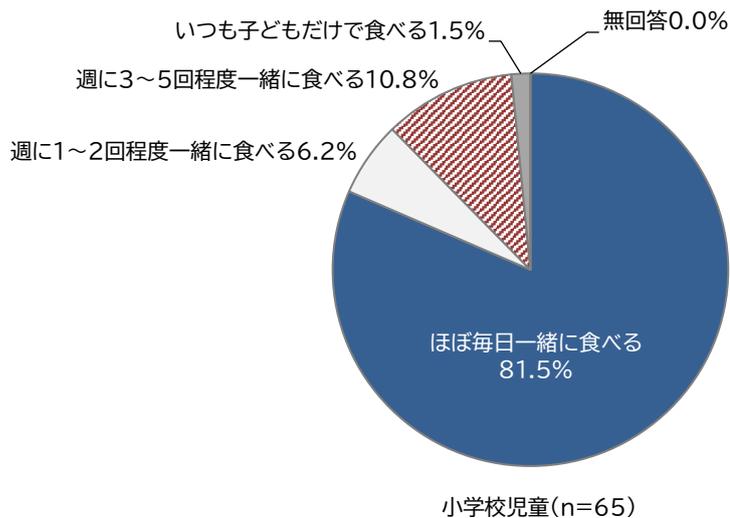


小学校児童(n=65)

⑨夕食の様子（小学校児童）

問 宛名のお子さんは、保護者をはじめ、大人のご家族のどなたかと一緒に夕食を食べることができますか。

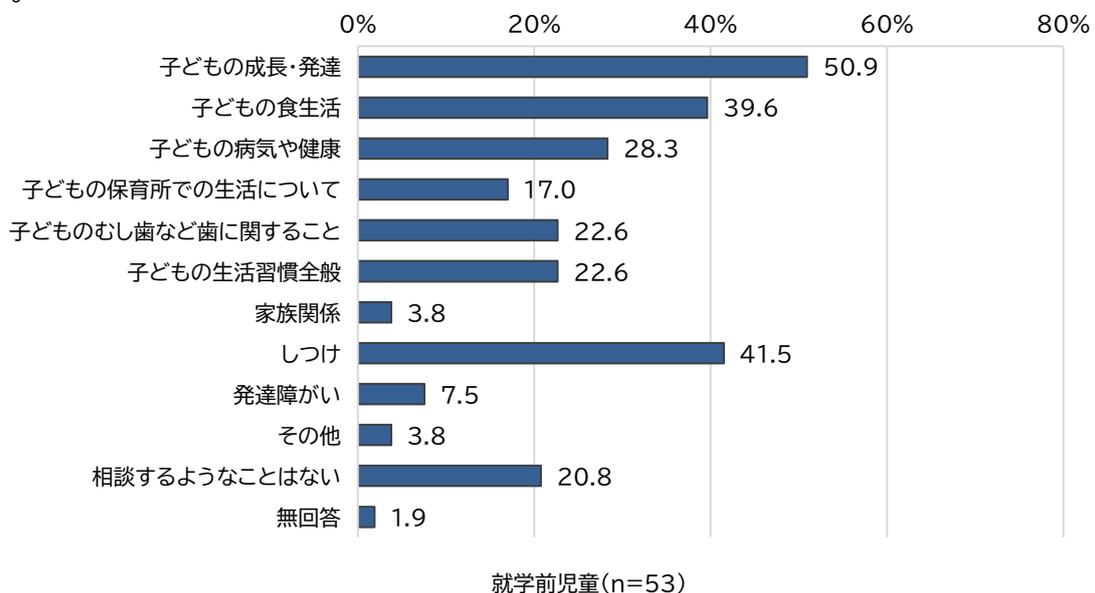
「ほぼ毎日一緒に食べる」が81.5%と最も高く、次いで「週に3～5回程度一緒に食べる」が10.8%、「週に1～2回程度一緒に食べる」が6.2%、「いつも子どもだけで食べる」が1.5%となっています。



⑩子育てに関して悩んでいること（就学前児童）

問 子育てに関しての悩みにはどのようなことがありますか。

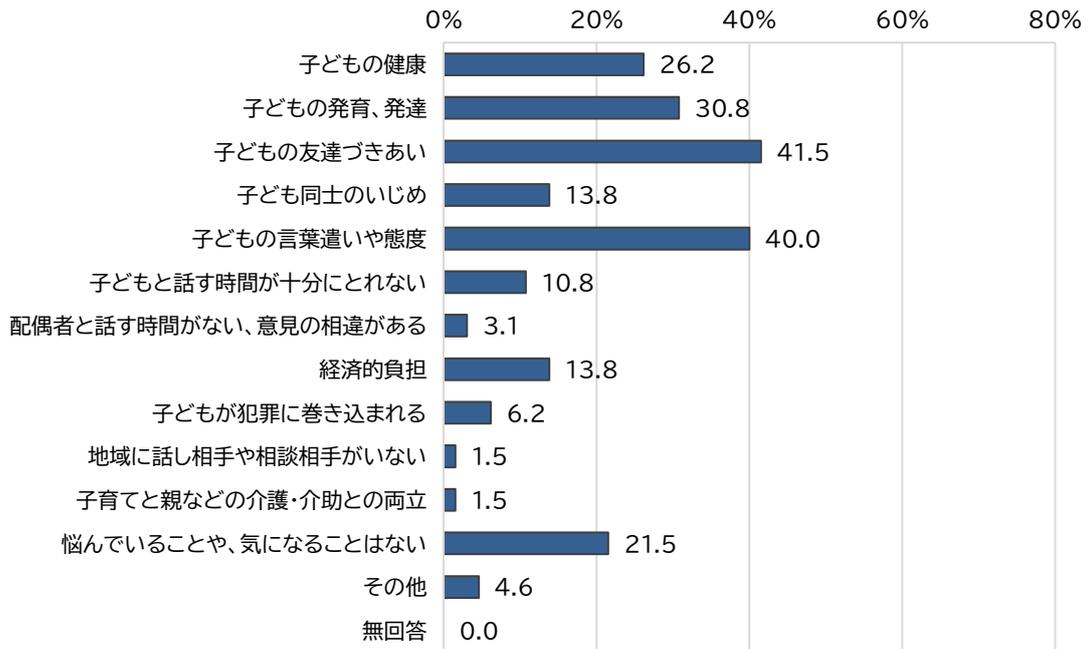
「子どもの成長・発達」が50.9%と最も高く、次いで「しつけ」が41.5%、「子どもの食生活」が39.6%、「相談するようなことはない」は20.8%となっています。



⑪子どものことで日常悩んでいること、気になること（小学校児童）

問 宛名のお子さんのことで日常悩んでいること、また、気になることはどのようなことですか。

「子どもの友達つきあい」が41.5%と最も高く、次いで「子どもの言葉遣いや態度」が40.0%、「子どもの発育、発達」が30.8%、「子どもの健康」が26.2%、「悩んでいることや、気になることはない」は21.5%となっています。



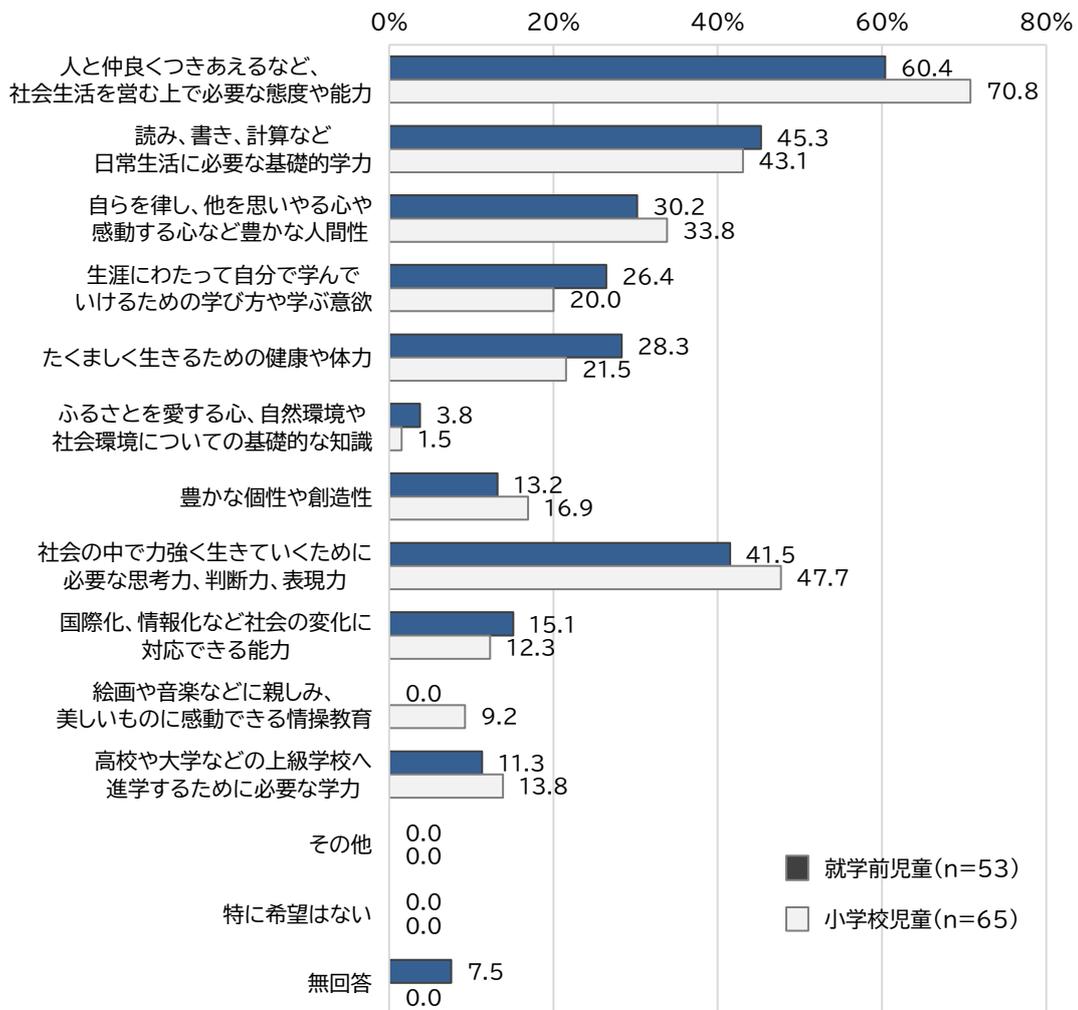
小学校児童(n=65)

⑫ 小学校の教育で特に重視すべき教育の内容

問 あなたは、雄武町の小学校の教育で、どのようなことを身につける教育を特に重視すべきと思いますか。

就学前児童では、「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」が60.4%と最も高く、次いで「読み、書き、計算など日常生活に必要な基礎的学力」が45.3%、「社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力、表現力」が41.5%となっています。

小学校児童では、「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」が70.8%と最も高く、次いで「社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力、表現力」が47.7%、「読み、書き、計算など日常生活に必要な基礎的学力」が43.1%となっています。

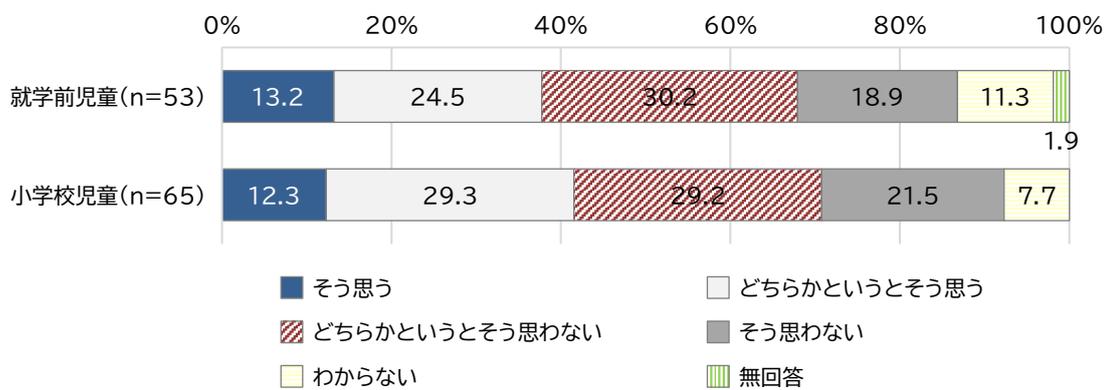


⑬雄武町は子育てをしやすいまちだと思うか

問 雄武町は、子育てをしやすいまちだと思いますか。

就学前児童では、「どちらかというと思わない」が30.2%、「どちらかというと思おう」が24.5%、「そう思わない」が18.9%、「そう思う」が13.2%となっています。

小学校児童では、「どちらかというと思おう」と「どちらかというと思わない」が29.3%、「そう思わない」が21.5%、「そう思う」が12.3%となっています。



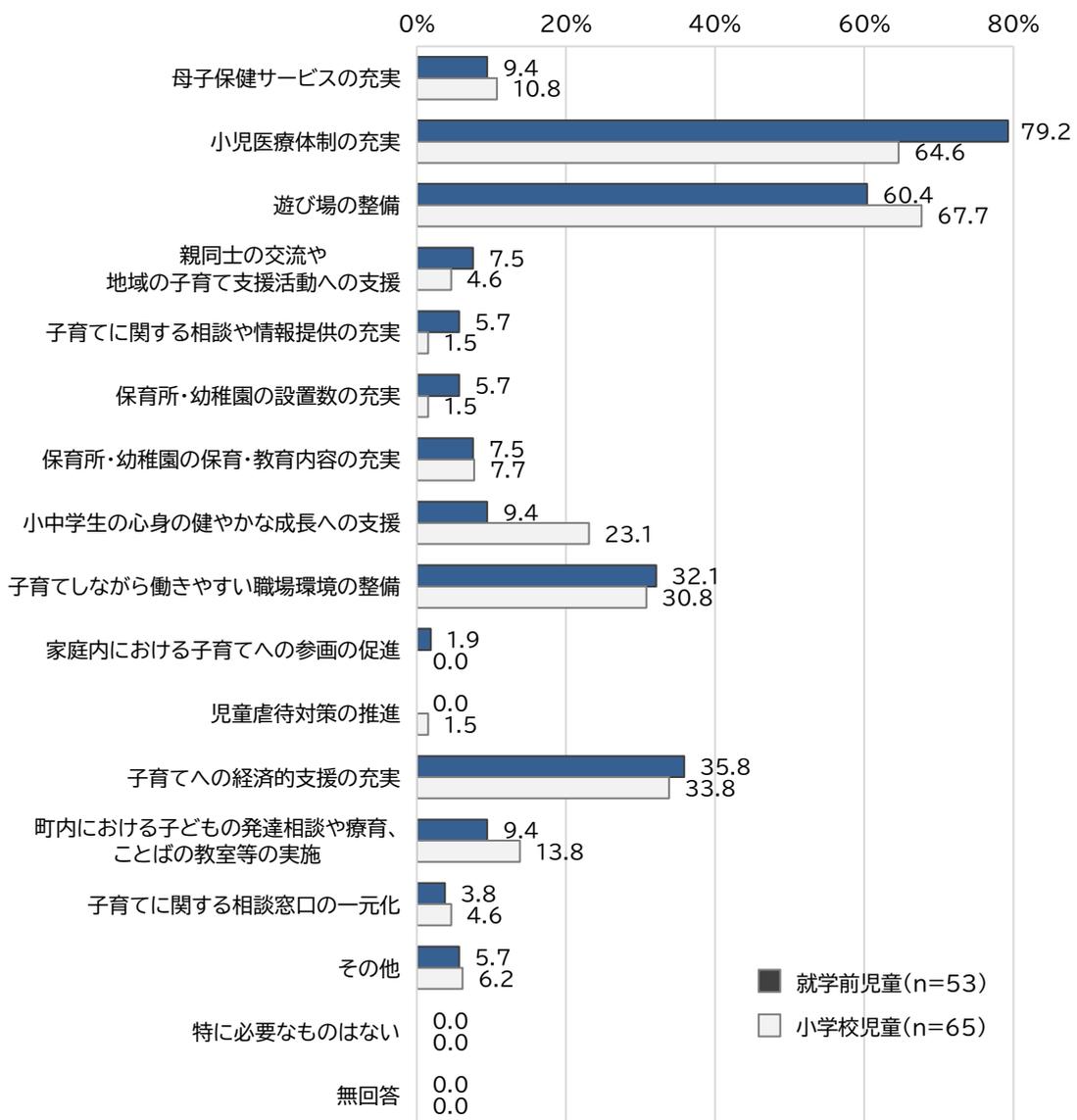
「風の子児童センター」

⑭ 子育てをしやすいまちづくりのために最も重要だと思う施策

問 子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思いますか。

就学前児童では、「小児医療体制の充実」が79.2%と最も高く、次いで「遊び場の整備」が60.4%、「子育てへの経済的支援の充実」が35.8%、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が32.1%となっています。

小学校児童では、「遊び場の整備」が67.7%と最も高く、次いで「小児医療体制の充実」が64.6%、「子育てへの経済的支援の充実」が33.8%、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が30.8%となっています。



4 第2期計画の進捗評価

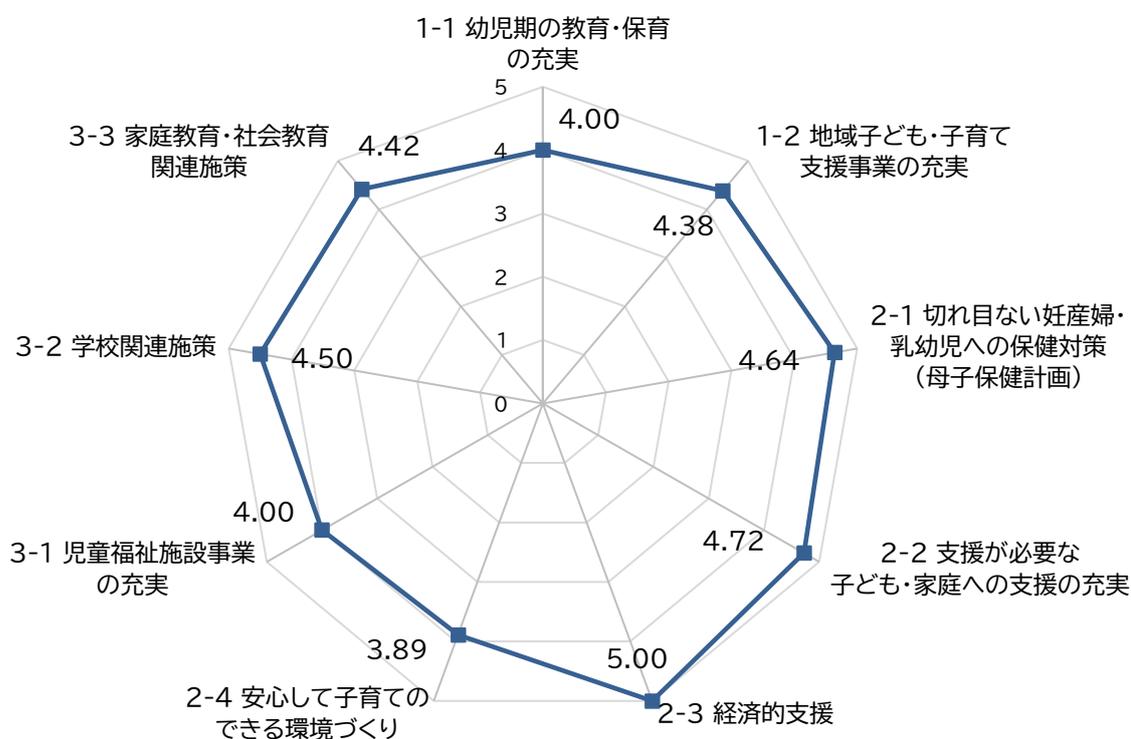
① 評価方法

第2期雄武町子ども・子育て支援事業計画に記載されている103の個別施策の進捗状況を、4つの評価基準（「計画どおり進んでいる、成果があった」＝5点、「おおむね成果があった」＝3点、「計画を達成していない。内容等の見直しが必要」＝1点、「事業の統合、休・廃止の検討が必要」＝0点）で点数化しました。

② 施策事業ごとの評価

全体として評点が高い施策事業が多くなっています。評点が最も高い「2-3 経済的支援」は5.00点、評点が最も低い「2-4 安心して子育てのできる環境づくり」は3.89点となっています。

施策事業ごとの評価



※評点は5点満点中の値

③個別施策ごとの評価

基本目標	施策事業	個別施策		評価
1 子どもの心豊かな成長を育む環境づくり	1-1 幼児期の教育・保育の充実	(1) 教育・保育の提供体制	①施設型給付	A
			②地域型保育給付	—
			③施設等利用費	A
		(2) 教育・保育の質の向上	①保育士の資質向上	B
			②幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続	B
			③低年齢児・障がい児保育の充実	B
	④保育所通所バスの運行		A	
	⑤教育・保育の一体的提供の推進		C	
	⑥特別な支援が必要な子どもへの対応	B		
	1-2 地域子ども・子育て支援事業の充実	(1) 利用者支援事業(母子健康包括支援センター)	A	
		(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	A	
		(3) 妊産婦健康診査	①妊産婦健康診査	A
			②妊産婦個別支援事業	A
		(4) 乳児家庭全戸訪問事業(産婦・新生児訪問及び家族計画支援事業)	A	
(5) 養育支援訪問事業		A		
(6) 子育て短期支援事業		—		
(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)		D		
(8) 一時預かり事業		A		
(9) 延長保育事業		—		
(10) 病児・病後児保育事業		—		
(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)		A		
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		—		
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—			
2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	2-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策(母子保健計画)	(1) 妊産婦健康診査(再掲)	A	
		(2) 乳児家庭全戸訪問事業(産婦・新生児訪問及び家族計画支援事業)(再掲)	A	
		(3) 乳児・2歳児健康相談	A	
		(4) 乳幼児健康診査	A	
		(5) 予防接種	A	
		(6) 雄武町妊活応援事業	B	
		(7) 女性の健康づくり支援事業	B	
		(8) 発達支援事業	A	
		(9) 助産師による子育て講話	A	
		(10) 母子健康包括支援センター事業	A	
		(11) 歯科保健事業	①歯科健診	B
			②フッ素塗布事業	A
			③フッ化物洗口事業	—
			④歯磨き教室	A
(12) 食育・健康教育事業	A			
(13) 養育医療給付事業	—			
(14) 産後ケア事業	A			

基本目標	施策事業	個別施策	評価	
2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	2-2 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実	(1) 利用者支援事業(母子健康包括支援センター)(再掲)	A	
		(2) 発達支援事業(再掲)	A	
		(3) 障がいのある子どもへの生活支援の充実	①特別児童扶養手当支給	A
			②日中一時支援	A
			③移動支援	A
			④生活サポート	-
			⑤日常生活用具給付	A
			⑥補装具購入費(修理費)支給	A
			⑦自立支援医療費(育成医療)支給	-
			⑧障がい福祉サービス	A
			⑨西紋こども発達支援センター通級費助成	A
		(4) 障がいのある子どもの教育・保育の充実	①特別支援教育推進事業	A
			②言語治療児童援助事業	A
			③低年齢児・障がい児保育の充実(再掲)	B
		(5) 子どもの貧困対策の推進	①児童扶養手当支給	A
			②ひとり親家庭等医療費助成	A
			③要保護・準要保護児童生徒就学援助	A
		(6) 児童虐待防止対策の充実	①要保護児童対策地域協議会を中核とした連携体制	B
	②虐待発生予防の強化		A	
	2-3 経済的支援	(1) すくすく赤ちゃん応援助成事業	A	
		(2) 児童手当等	①児童手当支給	A
			②児童扶養手当支給(再掲)	A
			③特別児童扶養手当支給(再掲)	A
		(3) 保育料(利用者負担)の軽減	①多子世帯の保育料の軽減	A
		(4) 学校給食子育て支援事業	A	
		(5) 雄武高校への支援	①資格取得支援助成事業	A
			②入学支援助成事業	A
③見学旅行参加助成			A	
④部活動関係振興事業			A	
⑤給付型奨学金・就学貸付金制度			A	
(6) 子ども医療費助成事業		①子ども医療費助成事業	A	
		②養育医療費給付事業(再掲)	-	
		③自立支援医療費(育成医療)支給(再掲)	-	
		④ひとり親家庭等医療費助成(再掲)	A	
(7) 住宅生活支援	①水道料金・下水道使用料の減免	A		
	②快適住まいづくり促進事業	A		

基本目標	施策事業	個別施策		評価
2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	2-4 安心して子育てのできる環境づくり	(1) 子育てに関する情報提供	①子育て支援センター情報の充実	B
			②暮らしの支援情報の充実	A
			③子育てマップの作成	C
		(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	①産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	B
			②仕事と子育ての両立のための基盤整備	B
			③父親の子育て参加意識の向上	A
(3) 子どもの安全確保	①交通安全活動の推進	A		
	②安心・安全な公園づくり	A		
3 子育てを地域のみinnで支える環境づくり	3-1 児童福祉施設事業の充実	(1) 児童センターの充実		A
		(2) 保育所地域活動の充実	①世代間交流事業	B
	②育児講座		B	
	3-2 学校関連施策	(1) 小学校交流事業	①小学校交流事業	A
			②へき地複式教育研究連盟児童交流事業	A
		(2) 特別支援教育連携協議会の設置		A
		(3) ふるさと教員配置事業		A
	(4) 町立小中学校児童生徒検定チャレンジ促進助成		B	
	3-3 家庭教育・社会教育関連施策	(1) 家庭教育推進事業	①家庭教育学級の開設	B
			②家庭教育講演会の開催	A
			③ブックスタート事業(図書館事業)	A
		(2) 青少年の健全育成事業	①子ども育成会事業	A
			②学校支援活動推進事業	A
			③芸術文化公演事業	A
			④地域間児童交流事業	A
⑤自然体験活動事業			A	
⑥顕彰事業	A			
⑦芸術文化振興事業	C			
⑧スポーツ振興事業	A			

評価

「計画どおり進んでいる、成果があった」 = A

「おおむね成果があった」 = B

「計画を達成していない。内容等の見直しが必要」 = C

「事業の統合、休・廃止の検討が必要」 = D

「実績なし」 = —

5 第3期計画に向けた主要課題

<多様な保育ニーズ等への対応>

幼児期の教育・保育をはじめ、さまざまな子育て支援サービスの利用対象となる0歳から11歳までの人口は、平成31年の356人から令和6年の271人に85人減少しています。

その一方で、認定こども園「雄武町若草保育所」を利用している子どもの割合は、3歳以上では人口の9割、3歳未満では人口の3割を超える状況が続いており、保育ニーズそのものは依然として高い状況が続いています。

また、小学校児童を中心に、放課後児童クラブや「風の子児童センター」の利用意向も高いものがあります。

今後も、低年齢児の保育ニーズをはじめ、発達に不安のある子ども、障がいのある子どもなどへの細かな対応が必要となっていくことから、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められます。

<切れ目のない子育て支援の充実>

子どもの心身の健やかな成長や、保護者が安心して育児ができる環境づくりのためには、妊娠初期から子育て期における各段階に応じた支援や情報提供をしていくことが必要となります。

本町では、妊産婦への個別支援事業をはじめとして乳児家庭全戸訪問事業や各種健診等において段階に応じた支援を行うとともに、関係機関との情報共有・連携に努めています。

今後も「雄武町母子健康包括支援センター（ぷちさぼ）」が中心となって母子に係る相談支援を推進しながら、母子保健と児童福祉等の連携をより高めるため、子ども家庭総合支援拠点と統合し、「こども家庭センター」への移行も検討していくことが求められています。

<相談支援や情報提供の体制強化>

子どもの成長・発達、食生活、しつけ、友達づきあい、言葉遣いや態度など、多くの保護者が子育てについて何らかの悩みを抱えています。

子育ての悩みや困りごとを抱える保護者に対して、発育や発達から教育・しつけまで幅広い悩み等を気軽に相談することができる相談支援体制の強化が求められます。

また、誰もが情報を必要とするときに的確に入手することができるよう、引き続き、情報提供の方法の検討や周知、相談体制の充実に取り組む必要があります。

＜児童虐待防止対策の強化＞

児童虐待は、その多くが家庭内で起こるため外部からは見えづらく、発見が遅れると児童の命にかかわることもあります。児童相談所の虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、深刻な児童虐待事件の発生も後を絶たない状況です。

本町では、妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業、関係機関との情報共有により支援が必要な家庭を把握し、養育支援訪問事業を通じて専門職が相談や情報提供等の支援を行うなど、保護者の育児不安解消や虐待の発生予防に努めています。

また、これらの事業により得た情報は、町、警察、児童相談所、学校等の関係機関により構成される「雄武町要保護児童対策地域協議会」を通じて関係機関での情報共有が図られており、虐待が発生した際の早期対応が可能となっています。

今後は、体罰によらない子育てを推進するとともに、児童虐待の未然防止・早期発見のため、専任の専門職を配置した子ども家庭総合支援拠点や、さらに体制強化を図っていく観点からより母子保健と連携した体制も必要になっています。

＜支援の必要な家庭への経済的支援の充実＞

国が実施している国民生活基礎調査の結果を見ると、全国の値として令和3年の「子どもの貧困率」（子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合）は11.5%、ひとり親世帯の場合は44.5%となっています。

一般的に、「子どもの貧困率」が高いと経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、また、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向があります。

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会を実現していくため、必要な環境整備や関係機関との連携が求められています。

第3章

計画の基本的な考え方

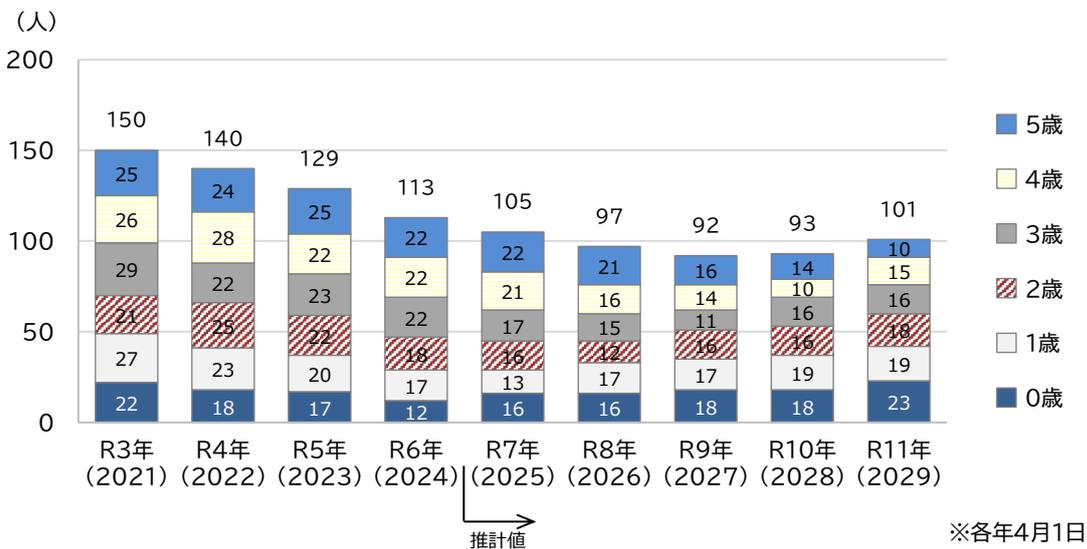
第3章 計画の基本的な考え方

1 計画期間における子どもの人口推計結果

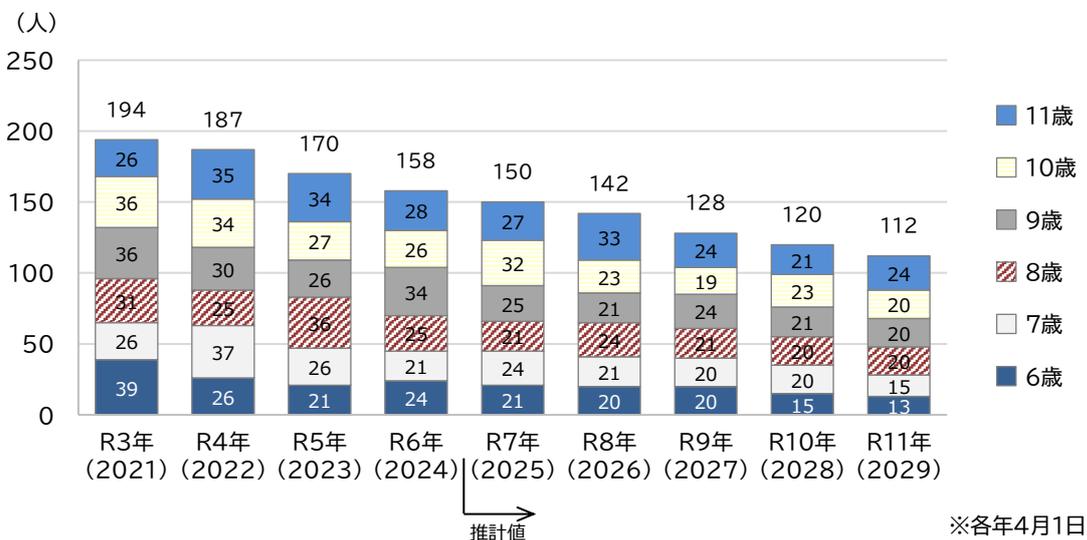
0歳から11歳までの子どもの人口推計は、直近の住民基本台帳人口や出生率を用いて算出しました。

今後も子ども全体の人数は減少傾向にあります。20歳から49歳までの女性人口の増加が見込まれるため、これに合わせて0歳人口は微増することが推計されています。

① 0～5歳人口



② 6～11歳人口



2 計画の基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

本計画では、地域、子育て、子育ての3つの視点を踏まえた計画の基本理念を次のように設定します。

地域が支え 親が微笑み 子どもが育つ 未来を見すえた 安心子育て・子育ての環境づくり

「地域」の視点

子どもを取り巻く環境が変化している中、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげることが重要です。

そのため、家庭、学校、地域、職場その他社会のあらゆる分野における構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、それぞれの役割を果たし、子どもの育ちと子育てを応援します。

「子育て」の視点

親やその他の保護者に子育ての第一義的な責任があり、家庭は教育の原点であり出発点です。子どもに限りない愛情を注ぎ、子育てを経験することで、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていきます。

「子育て」の視点

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を支えることが大切です。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもの視点に立った取組を進め、子どもの最善の利益を実現します。

3 基本目標と施策の方向

基本理念の実現を目指すために、基本目標と施策の方向を次のように定めます。

基本目標 1 **心豊かな子どもを育み、 子育て家庭を支援する環境づくり**

【施策の方向】

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 3 子育て家庭への経済的支援

基本目標 2 **安心して子どもを産み育てる ことができる環境づくり**

【施策の方向】

- 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 安心して子育てのできる環境づくり
- 3 支援を必要とする子どもや家庭への支援

基本目標 3 **子育てを地域みんなで支える環境づくり**

【施策の方向】

- 1 仕事と子育ての両立支援
- 2 児童福祉施設事業の充実
- 3 学校関連施策の推進
- 4 家庭教育・社会教育関連施策の推進

4 計画の体系

基本目標	施策の方向	個別施策	項目
1 心豊かな子どもを育み、子育て家庭を支援する環境づくり	1 幼児期の教育・保育の充実	①提供体制の確保	教育・保育施設 地域型保育事業 施設等利用費
		②質の向上	保育士の資質向上 認定こども園と小学校の円滑な接続 低年齢児・障がい児保育の充実 保育所通所バスの運行 教育・保育の一体的提供の推進 特別な支援が必要な子どもへの対応
	2 地域子ども・子育て支援事業の充実	①利用者支援事業（母子健康包括支援センター）	
		②時間外保育事業（延長保育事業）	
		③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
		④子育て短期支援事業	
		⑤乳児家庭全戸訪問事業	
		⑥養育支援訪問事業	
		⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	
		⑧一時預かり事業	
		⑨病児保育事業	
		⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑪妊産婦健康診査		
	⑫産後ケア事業		
	⑬子育て世帯訪問支援事業		
	⑭児童育成支援拠点		
	⑮親子関係形成支援事業		
	⑯妊婦等包括相談支援事業		
	⑰乳児等通園支援事業		
	⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業		
	⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
3 子育て家庭への経済的支援	①児童手当等	児童手当支給 児童扶養手当支給 特別児童扶養手当支給	
	②子育て用品配布事業		
	③保育料等の軽減		
	④多子世帯の保育料の軽減		
	⑤学校給食子育て支援事業		
	⑥雄武高校の生徒・保護者への支援	資格取得支援助成 入学支援助成 見学旅行参加助成 部活動関係振興事業 給付型奨学金・就学貸付金制度 新生活応援給付金制度	
	⑦こども医療費の助成	子ども医療費助成事業 養育医療給付 自立支援医療費（育成医療）支給 ひとり親家庭等医療費助成	
	⑧住宅生活支援	水道料金・下水道使用料の減免 快適住まいづくり促進事業	

基本 目標	施策の方向	個別施策	項目	
2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	①妊産婦健康診査（再掲）		
		②乳児家庭全戸訪問事業（再掲）		
		③妊産婦個別支援事業		
		④乳幼児健康診査		
		⑤予防接種		
		⑥雄武町妊活応援事業・雄武町先進不妊治療費助成事業		
		⑦女性の健康づくり支援事業		
		⑧発達支援事業		
		⑨助産師による子育て講話		
		⑩母子健康包括支援センター事業		
		⑪歯科保健事業		
		⑫食育・健康教育事業		
		⑬養育医療給付（再掲）		
		⑭産後ケア事業（再掲）		
	2 安心して子育てのできる環境づくり	①子育てに関する情報提供	子育て情報の充実	子育て情報の充実
暮らしの支援情報の充実			暮らしの支援情報の充実	
②子どもの安全確保		交通安全活動の推進	交通安全活動の推進	
3 支援を必要とする子どもや家庭への支援	①障がいのある子どもの教育・保育の充実	特別支援教育推進事業	特別支援教育推進事業	
		言語治療児童援助事業	言語治療児童援助事業	
		低年齢児・障がい児保育の充実	低年齢児・障がい児保育の充実	
		②障がいのある子どもへの生活支援の充実	特別児童扶養手当支給（再掲）	特別児童扶養手当支給（再掲）
		日中一時支援	日中一時支援	
		移動支援	移動支援	
	生活サポート	生活サポート		
	日常生活用具給付	日常生活用具給付		
	補装具購入費（修理費）支給	補装具購入費（修理費）支給		
	自立支援医療費（育成医療）支給	自立支援医療費（育成医療）支給		
	障がい福祉サービス	障がい福祉サービス		
	西紋こども発達支援センター通級費助成	西紋こども発達支援センター通級費助成		
③子どもの貧困対策の推進	児童扶養手当支給（再掲）	児童扶養手当支給（再掲）		
	ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭等医療費助成（再掲）		
	要保護・準要保護児童生徒就学援助	要保護・準要保護児童生徒就学援助		
④児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会を中核とした連携体制	要保護児童対策地域協議会を中核とした連携体制		
	虐待発生予防の強化	虐待発生予防の強化		

基本目標	施策の方向	個別施策	項目		
3 子育てを地域のみ んなで支える環 境づくり	1 仕事と子育ての 両立支援	①産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保			
		②仕事と子育ての両立のための基盤整備			
		③子育てが社会全体で支えられる意識の向上			
	2 児童福祉施設事業の 充実	①児童センターの充実			
		②保育所地域活動の充実		世代間交流事業 育児講座	
		③児童福祉施設が連携した「子育て」の支援			
	3 学校関連施策の推進	①小中学校の教育内容の充実			
		②小中学校の教育環境の充実			
		③開かれた学校づくりの推進			
		④小学校交流事業			
		⑤特別支援教育連携協議会の設置			
		⑥ふるさと教員配置事業			
		⑦町立小中学校児童生徒検定チャレンジ促進助成			
	4 家庭教育・ 社会教育関連施策の 推進	①家庭教育推進事業		家庭教育学級の開設 家庭教育講演会の開催 ブックスタート事業（図書館事業）	
			②青少年の健全育成事業		子ども育成会事業 学校支援活動推進事業 芸術文化公演事業 地域間児童交流事業 自然体験活動事業 顕彰事業 芸術文化振興事業 スポーツ振興事業

5 教育・保育提供区域の設定

①教育・保育提供区域の設定

市町村は、地域の子どもの人数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めます。

この「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

②雄武町の教育・保育提供区域

本町にある子ども・子育て支援法上の教育・保育施設は、認定こども園「雄武町若草保育所」の1か所です。

若草保育所は、平成22年に5か所の保育所を一つに統合した際に、幼稚園機能を一部取り入れた保育所型の認定こども園となり、保育を必要としない子どもも入所しています。一方、幼稚園を希望する数人は隣町の興部町にある「私立はまなす幼稚園」に通園しています。

このことを踏まえ、本町の教育・保育提供区域は次のとおりとします。

1号認定 認定こども園（幼稚園機能） 幼稚園	本町の地理的条件、社会的条件（交通手段など）広域利用などを踏まえ、雄武町全域、興部町の「2区域」と定めます。
2号及び3号認定 認定こども園（保育所機能） 保育所 地域型保育事業	今後、子どもの数の増加が見込めないことや交通手段の確保ができていない、区域を区切るメリットがあまりない（特徴ある教育・保育の提供が難しい）と思われることなどから、雄武町全域を一つの提供区域と定めます。
地域子ども・子育て支援事業	基盤整備や事業実施上の効果など総合的に勘案し、雄武町全域を一つの提供区域と定めます。

第4章

子ども・子育て支援施策の展開

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

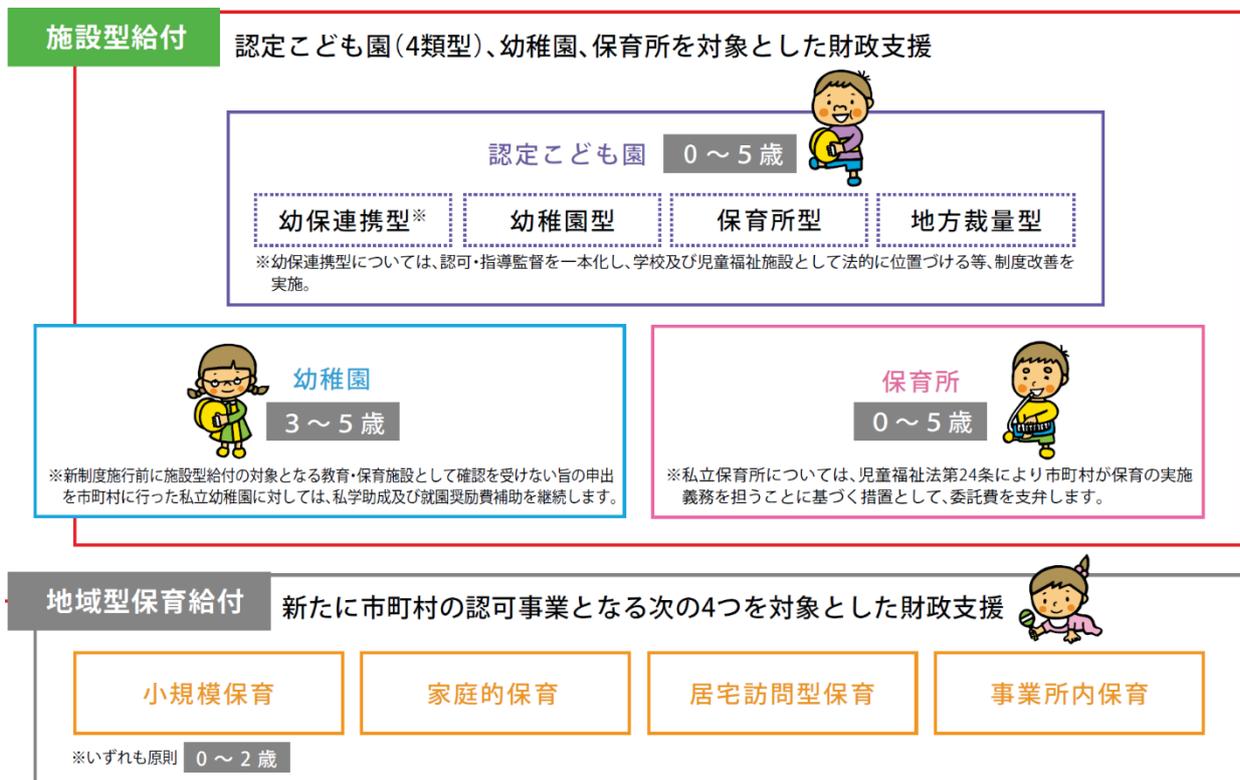
基本目標 1 **心豊かな子どもを育み、
子育て家庭を支援する環境づくり**

1 幼児期の教育・保育の充実

<幼児期の教育・保育の給付について>

平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育や保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合、子ども・子育て支援給付の給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



※国の子ども・子育て支援新制度ハンドブック

<教育・保育給付認定と利用可能施設等について>

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で給付する仕組みとなっています。

給付認定は、次の1号から3号の区分で行われます。

給付認定		主な対象家庭	利用可能施設等
1号	3～5歳	専業主婦（夫）家庭、 就労時間が短い家庭	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園（幼稚園機能） 幼稚園
2号	3～5歳	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園（保育所機能） 保育園 企業主導型保育施設の地域枠
3号	0～2歳	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園（保育所機能） 保育所 地域型保育事業 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） 企業主導型保育施設の地域枠

※企業主導型保育施設

企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設

※一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

幼稚園において保育を必要とする2歳児等を定期的に受け入れる事業

<地域型保育事業について>

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村の認可事業（地域型保育事業）による地域型保育給付として、0歳から2歳の子どもの対象とした地域型保育事業があります。

	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
事業主体	市町村、 民間事業者等	市町村、 民間事業者等	事業主等	市町村、 民間事業者等
保育実施 場所等	保育者の居宅、 その他の場所、 施設	保育者の居宅、 その他の場所、 施設	事業所の従業員 の子ども＋地域 の保育を必要 とする子ども （地域枠）	保育を必要とす る子どもの居宅
認可定員	6～19人	1～5人	—	—

<施設等利用費について>

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の一時預かり事業（幼稚園型）、認可外保育施設、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用している場合、施設等利用費を支給することになりました。

①提供体制の確保

教育・保育施設	主に本町にある認定こども園「雄武町若草保育所」、興部町（広域利用）の「私立はまなす幼稚園」で施設型給付を行います。
地域型保育事業	対象となる小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育について、必要とされる量を施設型給付で対応できるため、計画期間における地域型保育給付は予定していません。 ただし、計画期間中に当初見込んだニーズ量や確保方を上回る量が発生する場合には、速やかに対応方法を検討します。
施設等利用費	興部町（広域利用）の「私立はまなす幼稚園」で実施する在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）について、施設等利用費を支給します。

令和7年度(2025)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		60		16	13	16	
量の見込み①		6	54	4	10	10	
確保方策	施教 設育・ 保育	認可保育所	—	0	0	0	0
		認定こども園	10	76	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
	保地 育域 事業 型 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その 他	新制度に未移行の幼稚園	0	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
確保方策の合計②		12	76	4	12	12	
過不足②-①		6	22	0	2	2	

令和8年度(2026)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		52		16	17	12	
量の見込み①		6	46	3	8	10	
確保方策	施教 設育・ 保育	認可保育所	—	0	0	0	0
		認定こども園	10	75	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
	保地 育域 事業 型 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その 他	新制度に未移行の幼稚園	0	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
確保方策の合計②		12	75	4	12	12	
過不足②-①		6	29	1	4	2	

令和9年度(2027)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		41		18	17	16	
量の見込み①		5	36	3	8	10	
確保方策	施教 設育・ 保育	認可保育所	—	0	0	0	0
		認定こども園	10	75	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
	保地 育域 事業 型 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	0	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
確保方策の合計②		12	75	4	12	12	
過不足②-①		7	39	1	4	2	

令和10年度(2028)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		40		18	19	16	
量の見込み①		5	35	3	8	10	
確保方策	施教 設育・ 保育	認可保育所	—	0	0	0	0
		認定こども園	10	75	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
	保地 育域 事業 型 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	0	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
確保方策の合計②		12	75	4	12	12	
過不足②-①		7	40	1	4	2	

令和11年度(2029)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3～5歳		0歳	1歳	2歳	
子どもの推計人数(参考)		41		23	19	18	
量の見込み①		5	36	3	8	10	
確保方策	施設育・保育	認可保育所	—	0	0	0	0
		認定こども園	10	75	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
	地域型事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その他	新制度に未移行の幼稚園	0	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
確保方策の合計②		12	75	4	12	12	
過不足②-①		7	39	1	4	2	



②質の向上

保育士の資質向上

全ての子どもの健やかな育ちに向けて、町内研修会の実施やオンライン研修への参加など、さまざまな方法による研修を計画的に行います。

認定こども園と小学校の円滑な接続

子ども一人ひとりが環境の変化に対応できるよう、認定こども園と小学校が連携して互いの指導方法を学び、指導方法の工夫や改善とともに、小学校への円滑な接続支援に取り組みます。

主な取組

- 小学生との交流事業（雄武小学校2年生との交流、児童センター利用児童との交流）
- 芸術鑑賞会の参加（町内各小学校低学年との合同鑑賞）
- 保育要録の作成、引継ぎ
- 各小学校教諭との新入学に向けた年長児に関する情報共有

低年齢児・障がい児保育の充実

低年齢児や発達障がいを含む障がいの子どもを対象とした質の高い保育を確保するため、保育士の加配や保育補助者を配置し、安心安全な保育サービスの提供に努めます。

保育所通所バスの運行

沢木地区、魚田・幌内地区など、遠隔地の子どもの利便性を確保するため、送迎バスを運行します。

教育・保育の一体的提供の推進

本町の認定こども園「雄武町若草保育所」は、従来の保育所に加え、保護者の就労状況等に関係なく短時間子どもを保育する幼稚園的な機能を備えた施設（保育所型）です。

今後も教育・保育の一体的な提供に努めます。

特別な支援が必要な子どもへの対応

発達障がいを含む障がいのある子ども、外国人の子どもや両親が国際結婚で外国につながりがある子どもなど、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係機関が連携して適切な対応に努めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

①利用者支援事業（母子健康包括支援センター）

子育て家庭の保護者や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、保健・福祉・医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の支援とともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

令和2年度に設置した母子保健型の「雄武町母子健康包括支援センター（ぶちさぼ）」については、母子保健と児童福祉等の連携をより高めるため、子ども家庭総合支援拠点と統合し、令和8年度までに「こども家庭センター」への移行を検討します。

また、児童福祉法の改正に伴い整備が努力義務となった、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）を設置します。

確保方策

(単位:か所)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1	1	1	1	1

<地域子育て相談機関>

確保方策

(単位:か所)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
地域子育て相談機関	実施か所数	1	1	1	1	1

②時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもを対象に、通常の利用日・時間外に認定こども園等で保育を実施する事業です。

認定こども園「雄武町若草保育所」の開所時間は、最大で7時30分から18時30分までの11時間となっており、これを超えた保育の必要性は低いことから、本町では実施しないものとします。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間は留守家庭となる小学校児童を対象に、安全な居場所づくり、異年齢者との関わりを通して自主性・社会性を養う活動を行う事業です。

今後も「風の子児童センター」で本事業を行い、子どもに適切な遊びの場、生活の場、学びの場を提供できるよう、施設の充実や人材確保・育成に努めます。

また、近年は発達に不安のある子どもや、特別な支援や配慮が必要な子どもの利用が増加傾向にあることから、小学校等関係機関と連携を取りながら対応していきます。

確保方策

(単位:か所、人/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
子どもの推計人数(参考)		150	142	128	120	122	
実施か所数		1	1	1	1	1	
実利用者数	量の見込み	1年生	21	21	19	20	20
		2年生	20	19	19	17	18
		3年生	11	18	17	17	15
		4年生	16	7	14	13	13
		5年生	18	12	7	10	11
		6年生	6	14	8	5	6
	計	92	91	84	82	83	
確保量		100	100	100	100	100	

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2種類があります。

本町では、里親と委託契約を締結し、短期入所生活援助事業を実施します。

確保方策

(単位:か所、人日/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
契約施設数		1	1	1	1	1
短期入所生活援助事業の 延べ利用日数	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保量	20	20	20	20	20
夜間養護等事業の 延べ利用日数	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保量	0	0	0	0	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。

保健師や保育士等が生後2週間を目安に対象となる家庭に訪問し、養育環境の確認、母の健康状態、通所や就労による困り感に対する支援を行います。

確保方策

(単位:件/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	16	16	18	18	23
	確保量	20	20	22	22	25

⑥ 養育支援訪問事業

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問時の状況、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関からの情報提供により、支援が必要な家庭を把握し、ケースに応じて最適な専門職（助産師、保健師、保育士、栄養士等）が家庭訪問し、相談や助言その他必要な援助を行う事業です。

把握した情報を適宜、要保護児童対策地域協議会に集約して、関係機関が情報共有を行うとともに、深刻な育児不安の解消や児童虐待の発生予防、児童虐待が発生した場合の早期対応につなげます。

また、小学校児童の養育支援についても、教育委員会と連携して取り組みます。

確保方策

(単位:件/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	45	45	50	50	60
	確保量	50	50	55	55	65

確保方策

(単位:回/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み	要保護児童対策 地域協議会の開催回数	1	1	1	1	1
	ケース検討会の開催回数	8	8	8	5	5

⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感・不安感の解消に向けて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談等の支援を行う事業です。

本町では、認定こども園「雄武町若草保育所」に子育て支援センターを併設し、地域の子育て拠点として、子育て支援に関するさまざまな事業を実施します。

確保方策

(単位:か所、人回/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		1	1	1	1	1
延べ利用回数	量の見込み	1,112	1,112	1,260	1,309	1,482
	確保量	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

⑧ 一時預かり事業

一般型は、保護者の仕事や傷病など、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、保育所や認定こども園に入所していない乳幼児について、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園型は、幼稚園や認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施する事業です。

本町では、認定こども園「雄武町若草保育所」で一般型を実施し、ニーズに対応した保育士等の確保とともに、人材育成のための研修等を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

また、興部町（広域利用）の「私立はまなす幼稚園」で幼稚園型を実施します。

<一般型>

確保方策

(単位:か所、人日/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
実施か所数	認可保育所	0	0	0	0	0	
	認定こども園	1	1	1	1	1	
延べ 利用日数	量の見込み	170	157	149	151	164	
	確保量	認可保育所	0	0	0	0	0
		認定こども園	240	240	240	240	240

<幼稚園型>

確保方策

(単位:か所、人日/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
実施か所数	認定こども園	0	0	0	0	0	
	幼稚園	0	0	0	0	0	
	広域施設	1	1	1	1	1	
延べ 利用日数	量の見込み		133	133	133	133	133
	確保量	認定こども園	0	0	0	0	0
		幼稚園	0	0	0	0	0
		広域施設	240	240	240	240	240

⑨病児保育事業

病気の治療・回復期にある子ども（病児）について、病院や認定こども園等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

本町では、必要となる人員や施設・設備等の確保が困難であることから、実施しないものとします。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学前児童や小学校児童を対象とした子育て中の保護者（利用会員）、預かり等の援助を行う人（援助会員）による相互活動の連絡・調整を行う事業です。

本町では、体制の構築が難しいことから、実施しないものとします。

⑪妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の医学的検査の費用を助成する事業です。

本町では、妊婦一般健康診査 14 回分、超音波検査 11 回分、産婦健康診査 2 回分の受診票を交付（母子健康手帳と合わせて、妊娠届出時に交付）し、費用を助成しています。

今後も、全ての妊婦が安全で安心な出産を迎えられるよう、妊産婦健康診査の必要性を周知し、受診率の向上に努めます。

確保方策

(単位:件/年、人回/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
受診票交付件数	量の見込み	16	16	18	18	23
	確保量	20	20	22	22	25
延べ受診回数	量の見込み	256	256	288	288	368
	確保量	320	320	352	352	400

⑫産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、助産師等が体調管理や育児方法等について相談・助言を行うなど、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かな支援を行う事業です。

今後も、医療機関においてサービスを提供するデイサービス型（通所型）のほか、助産師等が利用者の家庭を訪問するアウトリーチ型（訪問型）によるサービス提供を実施します。

短期入所型については、今後の需要の動向を見ながら対応を検討します。

確保方策

(単位:件/年、回/一人あたり、回/年)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
延べ 利用者数	量の見込み	短期入所型	—	—	—	—	
		通所型	4	4	5	5	6
		訪問型	32	32	36	36	46
		計	36	36	41	41	52
	確保量	40	40	45	45	55	

⑬子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）に、世帯を訪問して子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

今後は需要の動向を見ながら、対応を検討します。

⑭児童育成支援拠点

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の子どもを対象に、子どもの居場所や生活の場を提供するとともに、子どもや保護者への相談等を行う事業です。

今後は需要の動向を見ながら、対応を検討します。

⑮親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

本町では、産前産後サポート事業、産後ケア事業（集団）など、各種事業を組み合わせることで同様の事業内容は実施できていることから、本事業は実施しないものとします。

⑯妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行う事業です。

「雄武町母子健康包括支援センター（ぷちさぼ）」（令和8年度までに「こども家庭センター」への移行を検討）を中心に、面談体制の充実に取り組みます。

確保方策

（単位：件/年、回/一人あたり、回/年）

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
面談実施 合計回数	妊婦届出数	16	16	18	18	23
	一人あたりの 面談回数	3	3	3	3	3
	合計 面談回数	48	48	54	54	69
確保量		50	50	55	55	70

⑰乳児等通園支援事業

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

本町では、令和8年度から利用可能な体制を整備します。ただし、一時預かり事業と重複する部分の多い事業であることから、利用者のニーズやメリットを勘案しながら、一時預かり事業よりも本事業を利用することが適当な場合について、提供を行うこととします。

確保方策

(単位:件/月)

年度		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ利用者数	量の見込み	—	1	1	1	1
	確保量	—	1	1	1	1

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

認定こども園「雄武町若草保育所」では、これらの費用の実費徴収は行っていないため、該当ありません。

⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本町では、実施しないものとします。



3 子育て家庭への経済的支援

① 児童手当等

児童手当支給 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、高校生年代（18歳に到達した年度の3月31日まで）までの子どもを養育している人に手当を支給します。

児童扶養手当支給 父または母と生計を同じくしていない子どもを監護しているひとり親家庭の父または母や、父母にかわってその子どもを養育している人に手当を支給します。

特別児童扶養手当支給 障がいのある子どもの健やかな育成と福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の障がいのある子どもを養育している人に手当を支給します。

② 子育て用品配布事業

妊婦に対して子育て用品の配布を行い、妊婦が抱える妊娠・出産、子育ての悩み等の相談機会の充実や経済的負担の軽減を図ります。

③ 保育料等の軽減

国による幼児教育・保育の無償化制度を超えた本町独自の取組として、国の基準より低額な保育料の設定や、給食費等の町による全額負担など、全ての利用者の負担軽減を図ります。

④ 多子世帯の保育料の軽減

3号認定の保育料について、国の基準に準じ、小学校就学前までの第2子は半額、第3子以降は無料とします。

また、市町村民税非課税世帯における第2子以降の保育料は無料とします。

⑤ 学校給食子育て支援事業

学校給食費を全額助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実を図ります。

⑥雄武高校の生徒・保護者への支援

資格取得支援助成	検定試験等における合格者の受験料等の全額を助成します。
入学支援助成	制服の購入費等入学時に生じる経費を助成（上限 12 万円）することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
見学旅行参加助成	見学旅行参加費用の一部（5 万円）を助成します。
部活動関係 振興事業	部活動で各種大会等に出場する際の宿泊費や、吹奏楽部の楽器購入費に対する補助を行います。
給付型奨学金・ 就学貸付金制度	雄武高校を卒業し、大学・短期大学・専門学校に進学する生徒に対して、返済不要の奨学金（月額 3 万円）の給付及び無利息の就学貸付金（上限 100 万円）の貸付を実施します。
新生活応援給付金 制度	雄武高校を卒業した生徒で、上記の給付型奨学金・就学貸付金制度を利用せずに、新生活を開始する準備に対して 10 万円を給付します。

⑦子ども医療費の助成

子ども医療費 助成事業	<p>子どもが医療機関を受診した際の自己負担分について、北海道医療助成制度による助成を行います。</p> <p>さらに本町の独自の上乘せ制度により、全ての子ども（18 歳に到達した年度の 3 月 31 日日まで）に対して、初診時一部負担金を除く自己負担分全額の助成を行います。</p>
養育医療給付	<p>未熟児は、正常な新生児と比べて疾病にかかりやすく、心身に障がいを残すことも多いため、生後速やかに適切な処置をする必要があります。</p> <p>養育のため医療機関への入院を必要とする未熟児に対して、その医療等に要する費用を支給します。</p>

自立支援医療費
(育成医療) 支給

現に障がいのある、または治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる子どもで、手術等の治療により症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に必要な医療費を支給します。

ひとり親家庭等
医療費助成

ひとり親家庭の養育者や子どもが医療機関を受診した際、北海道医療助成制度により自己負担分の助成を行います。

また、本町独自の上乘せ制度により、親の通院・入院を問わず全ての医療費に対して、初診時一部負担金を除く自己負担分全額の助成を行います。

⑧住宅生活支援

水道料金・下水道
使用料の減免

身体障がい者(児)のいる世帯、ひとり親世帯等に対し、基本料金の一部減免措置を行います。

快適住まいづくり
促進事業

住宅建設は最大 200 万円、購入は最大 100 万円を限度に補助するとともに、家庭に中学生以下の子どもが同居している場合は、子ども一人に対して 20 万円を加算します。子どもの成長に合わせて住宅リフォームする場合にも補助をすることで、子育て世帯における住まいづくりを支援します。



基本目標 2 安心して子どもを産み育てる ことができる環境づくり

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

①妊産婦健康診査（再掲）

②乳児家庭全戸訪問事業（再掲）

③妊産婦個別支援事業

妊産婦とその家族を対象に、妊娠の届出、母子健康手帳の交付を入口として、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行います。

母子健康手帳交付時に保健師、助産師、管理栄養士による面接を実施し、妊娠中の母体の変化や胎児の成長、食生活、各種支援制度等に関する情報提供を行います。

④乳幼児健康診査

乳幼児の健康状態や成長発達を保護者と小児科医師等専門職と一緒に確認し、個々に応じた適切な支援を行います。

また、保健師、助産師、管理栄養士、小児科医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士等の多職種による乳幼児の健康や生活習慣、成長発達、保護者の子育てに関する相談に対応します。

さらに、里帰り先出産の長期化等を理由に、電話連絡等で健康状態や生活状況を確認し、切れ目のない支援を行います。

⑤ 予防接種

ワクチン接種により、感染症罹患を防ぎ、感染症蔓延を予防します。

対象となる年齢の子どもについて、定期予防接種（ロタウイルス感染症、B型肝炎、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ））、五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）、Hib 感染症））、結核（BCG）、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、HPV（ヒトパピローマウイルス）感染症費用の全額を助成します。

適切な時期に予防接種の機会を逃さないよう、さまざまな保健事業等での声かけや周知を実施します。

⑥ 雄武町妊活応援事業・雄武町先進不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦の精神的及び経済的負担の軽減を目指す事業です。

助産師による専門相談や保健師による日常相談のほか、一般不妊検査・治療及び先進不妊治療に要した費用の一部助成、交通費助成等を行います。

⑦ 女性の健康づくり支援事業

20歳・25歳・30歳・35歳の女性を対象に、子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券を発行します。また、18歳から39歳の町民を対象に一般健診の無料クーポンを発行し、受診を促進することで女性の健康づくりを行います。

さらに、助産師による健康相談の機会を設け、妊娠・出産・子育て・更年期等女性特有の健康課題に対する専門的な相談も実施します。

⑧ 発達支援事業

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが健やかに成長・発達できるよう、関係機関と連携して子どもやその保護者を支援することを目的として、乳幼児健診を実施します。

個別的支援を必要とする子どもには、西紋別こども発達支援センターと連携して発達相談（年2回）等を実施します。

⑨ 助産師による子育て講話

助産師による講話や直接相談できる機会により、子育てに関するさまざまな疑問や育児不安を解消するとともに、保護者同士のコミュニケーションの場や仲間づくりの場として、個別訪問や来所相談を実施します。

⑩母子健康包括支援センター事業

令和2年度に「雄武町母子健康包括支援センター（ぷちさぼ）」を開設し、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口の役割を担ってきました。

今後も、全ての妊産婦、親子が切れ目のない必要な支援を受けることができるよう、相談窓口の機能充実や関係機関との連携強化を図ります。

また、子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に、医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続してより一体的な支援が行えるよう、子ども家庭総合支援拠点と統合して、令和8年度までに「こども家庭センター」への移行を検討します。

⑪歯科保健事業

乳歯のう歯の発生を予防し、幼児期からの歯科保健の意識づけを行うため、乳幼児健診歯科検診、フッ素塗布事業歯科検診、小学校での歯磨き教室の開催を行います。

また、歯科衛生士による歯科相談を実施し、年齢に応じたケア方法等の相談も行います。

⑫食育・健康教育事業

認定こども園「雄武町若草保育所」や小中学校で、食育個別相談、乳幼児・児童・生徒対象食育事業、生徒を対象とした保健講話等を実施します。

⑬養育医療給付（再掲）

⑭産後ケア事業（再掲）



2 安心して子育てのできる環境づくり

① 子育てに関する情報提供

子育て情報の充実	町広報紙や町ホームページ、LINE やXなど町アカウントによるSNS、子育て支援センターだよりをはじめ、多様な方法で子育てに関する情報を広く周知し、親子がより気軽に利用しやすい環境づくりに取り組みます。
暮らしの支援情報の充実	町が発行する「暮らしの支援情報」に子育て支援に関する情報を掲載し、必要な内容が子育て家庭等に届くよう情報提供に努めます。
子育てマップの作成	町内の子育てに関する身近な情報をまとめ、気軽に利用できる「子育てマップ」を作成し、楽しみながら前向きに子育てができるような支援の充実に取り組みます。

② 子どもの安全確保

交通安全活動の推進	交通安全のための知識の向上、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車乗車時における事故の際の被害を軽減させるためのヘルメットの無償支給による着用の徹底、自転車の安全利用を推進するために、町広報紙等による周知、交通安全教室、交通安全運動などにより、子どもと子育て家庭の交通事故防止の取組を推進します。
安心・安全な公園づくり	定期的な巡回による遊具等を含む公園内の点検のほか、警察、自治会、学校等との連携により、事故等から未然に子どもたちを守る取組を進めていきます。

③地域ぐるみの子育て支援

「雄武町母子健康包括支援センター（ぷちさぼ）」を中心として、子育て支援センターや「風の子児童センター」と連携し、子育てに関する情報の提供や相談、交流の機会拡大に努め、親と子の健全育成と子育て不安の軽減を図るとともに、地域ぐるみの声かけ・見守り、放課後児童クラブ活動など、地域が一体となった子育て支援を推進します。



3 支援を必要とする子どもや家庭への支援

①障がいのある子どもの教育・保育の充実

特別支援教育推進事業	発達障がいやその疑いのある子どもなど、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する小中学校において、当該児童生徒を指導する教員の補助及び教育課程を支援する職員として特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学習環境を整えます。
------------	---

言語治療児童援助事業	ことばの発達の遅れが認められる就学前児童の保護者を対象に、紋別市の「ことばの教室」への通級に要する交通費を助成します。
------------	---

低年齢児・障がい児保育の充実	(再掲)
----------------	------

②障がいのある子どもへの生活支援の充実

特別児童扶養手当支給	(再掲)
------------	------

日中一時支援	一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもについて、日中における活動の場を確保します。 日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がいのある子どもに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援します。その他、入浴サービス、送迎サービス等を支援します。
--------	--

移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある子どもについて、社会生活上必要不可欠な外出余暇等の社会参加のための外出時における移動を支援します。
------	---

生活サポート	日常生活における家事に対する必要な支援を行います。
--------	---------------------------

日常生活用具給付	在宅の障がいのある子どもを対象に、自立支援用具等の日常生活用具を給付します。
補装具購入費 (修理費) 支給	身体障がい児の失われた身体機能を補完または代替し、日常生活の能力向上を図るために、補装具を購入または修理する費用を支給します。
自立支援医療費 (育成医療) 支給	(再掲)
障がい福祉サービス	障がいのある子どもが、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行います。
西紋こども発達支援 センター通級費助成	西紋こども発達支援センターに通級している子どもの保護者を対象に、交通費を助成します。

③子どもの貧困対策の推進

児童扶養手当支給	(再掲)
ひとり親家庭等 医療費助成	(再掲)
要保護・準要保護 児童生徒就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、修学旅行費、給食費、学用品費、新入学児童生徒学用品費等の就学に必要な援助を行います。

④児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策 地域協議会を 中核とした連携体制	<p>児童相談所、保健所、警察、雄武町若草保育所、小中学校、高等学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置します。</p> <p>代表者会議とともに、実践者によるケース検討会議を実施し、関係機関との連携体制を強化し、虐待の早期発見及び適切な対応に努めます。</p>
--------------------------------	--

虐待発生予防の
強化

「雄武町母子健康包括支援センター（ぷちさぼ）」で把握した要保護児童、要支援児童、特定妊婦に関する情報をもとに、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、必要な支援を有機的につないでいくソーシャルワークを行います。

さらに子ども家庭総合支援拠点と連携して、「要保護児童対策地域協議会」を通じて、虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもやその保護者を地域全体で支援する体制を強化します。



基本目標 3 子育てを地域みんなで支える環境づくり**1 仕事と子育ての両立支援****①産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保**

フルタイムで就労しながら子育てをする保護者が、産後休業や育児休業の終了後も希望する幼児教育・保育事業を利用できるよう、環境整備、情報提供、相談支援事業の充実を図ります。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービスや放課後児童健全育成事業等の充実に努め、子どもたちがさまざまな人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、放課後や週末など子どもの居場所づくりの拡充を図ります。

③子育てが社会全体で支えられる意識の向上

子育ての当事者層だけでなく、地域社会全体に向けて子育て支援の普及啓発等を行うことで、子育てを応援しようという意識の向上を図ります。



2 児童福祉施設事業の充実

① 児童センターの充実

子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びや運動を通じて体力増進を図ることを目的とする児童福祉施設として、「風の子児童センター」が実施するさまざまな事業の充実を図ります。

② 保育所地域活動の充実

世代間交流事業

在園児の社会性を育むため、高齢者福祉施設への訪問、生活発表会での演舞交流、保育所開放事業、小・中・高校生との各種交流体験事業や就業体験等の受け入れなど、地域の町民との交流を図ります。

育児講座

子育て支援センターと連携し、在園児の保護者のみならず、地域で乳幼児の子育てをする保護者も対象に、子育てに関する講話や教室を開催します。

③ 児童福祉施設が連携した「子育て」の支援

必要な人員配置や老朽化する施設の整備を行い、子どもの安全や成長に配慮しながら、認定こども園「雄武町若草保育所」、「風の子児童センター」を核とした「子育て」支援に取り組みます。



3 学校関連施策の推進

①小中学校の教育内容の充実

児童生徒一人ひとりに配慮しながら、個性を生かす教育を推進し、保育所・小中学校・高等学校間の情報共有や連携を図りながら、基礎・基本を定着させ個別最適な学びを通じて、自ら学ぶ意欲を高める教育を推進します。

児童生徒の「生きる力」を育むため、主体的、対話的で深い学びにつながる自然体験や職業体験、国際理解教育、情報教育、食育など、地域に根ざした特色のある学習を推進します。

②小中学校の教育環境の充実

授業改善の取組などにより、教職員等の資質と指導力を向上させるとともに、教職員の働き方改革の推進等により効果的、効率的に推進します。老朽化している教育施設については、長期的な視点を持って計画的に整備・改修を推進します。

これにより、地域ぐるみの学校安全対策を促進し、安心して安全な教育環境の実現を図ります。

③開かれた学校づくりの推進

いじめや不登校などに迅速・的確に対応するため、学校、家庭、地域の緊密な連携のもと、きめ細かな相談・指導を構築し、開かれた学校づくりを推進します。

また、コミュニティ・スクールを核として、学校・家庭・地域が連携した「地域とともにある学校づくり」を推進します。

④小学校交流事業

さまざまな人との交流の場を設け、人との関わりを深めるとともに、自分を見つめ直す機会として、町内の各小学校の児童が交流を深める機会を設けます。

⑤特別支援教育連携協議会の設置

特別な教育的支援を必要とする乳幼児及び児童生徒に対して、教育、福祉、医療関係機関が連携を図り、適切な支援を行うため、「特別支援教育連携協議会」を設置します。

専門部会では担当者レベルでの情報共有を行うなど、引き続き支援体制の推進について取り組みます。

⑥ふるさと教員配置事業

小学校における少人数学級の指導等について、必要と判断した場合は、臨時的な教員「ふるさと教員」を配置し、教育水準の向上を図ります。

⑦町立小中学校児童生徒検定チャレンジ促進助成

小中学校に在学する児童生徒の漢字検定や英語検定試験の受験費用全額を助成します。



4 家庭教育・社会教育関連施策の推進

① 家庭教育推進事業

家庭教育学級の開設	小中学校の児童生徒と保護者がともに学ぶ機会を支援します。
家庭教育講演会の開催	家庭・地域・学校三者の連携を図り、講演会を通して教育力を高めます。
ブックスタート事業 (図書館事業)	子育て支援センターの「はじめてのお誕生会」において、絵本の入ったブックスタートパックを贈呈し、一緒に絵本を読むことの楽しさや絵本を介して子どもとふれあうことの喜びを伝えます。

② 青少年の健全育成事業

子ども育成会事業	子どもたちがさまざまな体験活動を通じて学ぶ機会を充実させるため、地域の子ども会の育成指導者やボランティア等による「雄武町子ども育成会」の活動を支援します。
----------	---

主な取組

- めだか塾（春夏秋冬の年4回開催）
- あいさつ運動
- 子どもの主張発表会

学校支援活動推進事業	地域全体で学校を支援する事業を効果的に実施し、子どもの学びを支援するとともに、地域の教育力の向上を図ります。
------------	--

主な取組

- 読み聞かせ、夏季冬季休業中の学習支援、授業支援

芸術文化公演事業

親子や児童生徒等を対象に演劇や人形劇、音楽等の公演を開催し、生の芸術に触れる機会を提供します。

地域間児童交流事業

異なる地域の生活や文化に対する理解や協調性を養うことなどを目的に、友好都市である佐賀県武雄市との地域間交流の一環として、子どもの派遣・受け入れを行います。

主な取組

- 武雄市への児童派遣
- 武雄市児童の受け入れ
- 学校交流

自然体験活動事業

青少年を育む「学び」の推進を支援します。

主な取組

- 野外体験学習

顕彰事業

文化やスポーツの発展・振興に寄与した個人・団体を表彰します。

主な取組

- 文化賞、文化奨励賞（文化の向上発達に関し、特に実績の顕著な者または団体を表彰）
- スポーツ賞、スポーツ奨励賞、スポーツ特別賞（優秀な成績を収めた者または団体を表彰）

芸術文化振興事業

芸術文化活動に取り組む個人・団体が、全道・全国に出場する際の費用の一部を助成します。

スポーツ振興事業

スポーツ活動に取り組む個人・団体が、全道・全国に出場する際の費用の一部を助成します。

第5章

計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進

教育・保育に関する事業や子育て支援関連施策に対する町民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保とともに、質の向上を目指します。

このため、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園をはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、町民など、多くの人の意見を取り入れながら取組を進めていきます。

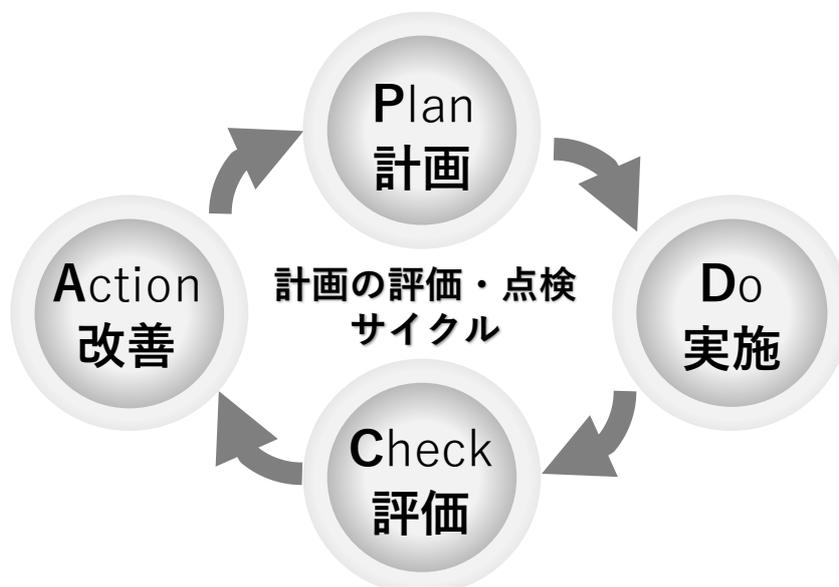
2 計画の進行管理

計画を立案し（Plan）、実施する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築します。

これを踏まえ、「雄武町子ども・子育て会議」で計画の進捗状況を確認・評価するとともに、庁内組織として「雄武町子ども・子育て推進会議」を組織し、さらなる進行管理に努めます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じて改善を図るため、計画開始3年目の令和9年度を目途に計画の見直しを行い、計画を修正していきます。

なお、各年度においても、必要に応じて適宜修正を行っていきます。



資料編

資料編

1 子ども・子育て会議

①雄武町子ども・子育て会議設置条例

平成 26 年 3 月 24 日
条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、雄武町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げる事務に関し必要に応じて町長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 保健関係者
- (6) 子どもの保護者
- (7) 公募の者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第 2 項第 7 号に規定する者を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(雄武町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 雄武町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(令和4年3月23日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和6年3月21日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

②雄武町子ども・子育て会議委員・事務局

<雄武町子ども・子育て会議委員名簿>

会 長 橋本 幸子

副会長 栗山 義隆

区 分		氏 名	備 考
1号	子ども・子育て支援 に関し知識経験を 有する者	橋 本 幸 子	民生児童委員協議会 主任児童委員 雄武町国保病院運営委員会委員
2号	子ども関係団体に 属する者	栗 山 義 隆	教育委員 雄武町子ども育成会副会長
2号	子ども関係団体に 属する者	中 島 徹	雄武町立雄武小学校PTA会長
3号	教育関係者	佐々木 寿 彦	雄武町校長会長
4号	保育関係者	八重樫 聖 子	若草保育所 主任保育士
5号	保健関係者	山 並 航	雄武町母子健康包括支援センター (専任職員) 保健師/助産師
6号	子どもの保護者	渡 邊 恵	
6号	子どもの保護者	松 永 裕 香	

任期：令和5年10月1日から令和7年3月31日まで

<事務局名簿>

所 属	氏 名	備 考
保育所・児童センター 子育て支援センター	林 崎 光 也	所長・館長
	新 谷 美登里	保育所副主任
	松 嶋 世 奈	子育て支援センター
教育委員会	林 史 祥	教育振興課長
	渡 部 憲 一	教育振興課長補佐
	高 橋 洋 祐	学校教育係長
健康推進課	渡 邊 夕 喜	課長／地域包括支援センター所長
	億 貞 綾 美	保健係長
こども未来室	武 藤 知 憲	室長／地域福祉課参事
地域福祉課	横 田 和 幸	課長
	村 上 和 也	社会福祉係主査
	山 根 龍 哉	社会福祉係

発行日：令和 7 年 3 月

発行：雄武町

編集：雄武町 地域福祉課

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町本町

TEL 0158-84-2121

ホームページ <https://www.town.oumu.hokkaido.jp/index.html>

